

第 6 2 1 号（平 成 1 7 年 4 月 5 日 発 行）	発 行 日 5 日 、 1 5 日 、 2 5 日
横 浜 市 報	発 行 所 横 浜 市 役 所 横 浜 市 中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

目 次

頁

〔告示〕

△ 一般廃棄物処理実施計画【資源循環局資源政策課】	4
△ 固定資産税に係る固定資産の価格等の登録【行政運営調整局固定資産税課】	12
△ 横浜国際港都建設計画特別用途地区の変更【まちづくり調整局都市計画課】	13
△ 横浜国際港都建設計画高度地区の変更【まちづくり調整局都市計画課】	15
△ 建築基準法第 52 条第 2 項第 3 号の規定による区域等の指定【まちづくり調整局建築企画課】	19
△ 横浜州市税の収納事務の委託【行政運営調整局税務課】	20
△ 出資法人等の名称【市民活力推進局市民情報室】	21
△ 児童福祉施設の設置認可【こども青少年局保育計画課】	23
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	24
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	25
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	26
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	27
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	28
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	29
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	30
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	31
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	32
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	33
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	34
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	35
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	36
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	37
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	38
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	39
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	40
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	41
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	42
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	43
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	45
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	46
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	47
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	48
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	49
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	50
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	51
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	52
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	53
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	54
△ 同 【こども青少年局保育計画課】	55

△	同	【こども青少年局保育計画課】	56
△	同	【こども青少年局保育計画課】	57
△	同	【こども青少年局保育計画課】	58
△	同	【こども青少年局保育計画課】	59
△	同	【こども青少年局保育計画課】	60
△	同	【こども青少年局保育計画課】	61
△	同	【こども青少年局保育計画課】	62
△	同	【こども青少年局保育計画課】	63
△	同	【こども青少年局保育計画課】	64
△	同	【こども青少年局保育計画課】	65
△	同	【こども青少年局保育計画課】	66
△	児童福祉施設の廃止承認	【こども青少年局保育計画課】	67
△	同	【こども青少年局保育計画課】	68
△	同	【こども青少年局保育計画課】	69
△	生活保護施設の設置認可	【健康福祉局保護課】	70
△	老人福祉施設の設置認可	【健康福祉局高齢施設課】	71
△	同	【健康福祉局高齢施設課】	72
△	同	【健康福祉局高齢施設課】	73
△	同	【健康福祉局高齢施設課】	74
△	一般廃棄物（動物死体）処理手数料の収納事務の委託	【資源循環局資源政策課】	75
△	横浜国際港都建設事業上大岡駅西口地区第一種市街地再開発事業施設建築物の保留床貸付料の徴収事務の委託	【都市整備局地域整備課】	76
△	横浜市港湾施設使用条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正	【港湾局資産運用課】	77
△	甲種防火管理講習等受講手数料の収納事務の委託	【安全管理局予防課】	79
[公告]			
△	横浜市中心中央浩生館の管理委託	【健康福祉局保護課】	80
△	公園の設置	【環境創造局水・緑管理課】	81
△	公園の区域の変更	【環境創造局水・緑管理課】	82
△	排水設備指定工事店の指定申請の受付	【環境創造局管路保全課】	83
△	排水設備指定工事店の指定	【環境創造局管路保全課】	85
△	排水設備指定工事店の指定の取消し	【環境創造局管路保全課】	86
△	大規模小売店舗の新設の届出	【経済観光局産業立地調整課】	87
△	大規模小売店舗の変更の届出	【経済観光局産業立地調整課】	89
△	同	【経済観光局産業立地調整課】	91
△	都市計画法に基づく措置命令	【まちづくり調整局違反对策課】	94
△	開発行為に関する工事の完了	【まちづくり調整局宅地審査課】	95
△	同	【まちづくり調整局調整区域課】	96
△	同	【まちづくり調整局宅地審査課】	97
△	同	【まちづくり調整局調整区域課】	98
△	同	【まちづくり調整局宅地審査課】	99
△	同	【まちづくり調整局宅地審査課】	100
△	同	【まちづくり調整局宅地審査課】	101
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定	【まちづくり調整局建築道路課】	102
△	同	【まちづくり調整局建築道路課】	103

△ 同	【まちづくり調整局建築道路課】	104
△ 建築基準法に基づく道路の一部廃止	【まちづくり調整局建築企画課】	105
△ 同	【まちづくり調整局建築企画課】	106
△ 同	【まちづくり調整局建築企画課】	107
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止	【まちづくり調整局建築道路課】	108
[区告示]		
△ 地縁による団体の認可の告示事項の変更	【保土ヶ谷区地域振興課】	109
△ 地縁による団体の認可	【金沢区地域振興課】	110
[区公告]		
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効	【南区総務課】	111
△ 横浜市中川地域ケアプラザの指定管理者の指定	【都筑区福祉保健課】	112
[水道局]		
△ 指定給水装置工事事業者の指定	【給水装置課】	113
[教育委員会]		
△ 職員の懲戒処分	【職員課】	117
[人事委員会]		
△ 一般職職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	【調査課】	118
△ 横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	【調査課】	123
△ 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	【調査課】	125
△ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	【調査課】	126
△ 横浜市一般職職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則	【調査課】	131
△ 横浜市人事委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則	【調査課】	132
[固定資産評価審査委員会]		
△ 横浜市固定資産評価審査委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程	【行政運営調整局税制課】	135
[正誤]		136

告 示

横浜市告示第122号（平成18年3月31日掲示済）

一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定め、平成18年4月1日から施行する。

一般廃棄物処理計画実施計画（平成17年3月横浜市告示第122号）は、平成18年3月31日限り廃止する。

平成18年3月31日

横浜市長 中 田 宏

1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例に基づき単年度ごとの事業計画を定めるものである。

2 計画期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

3 処理計画量

(1) ごみ (単位：トン)

収集搬入量	処理内訳		
	資源化量	焼却量	直接埋立量
1,329,268	197,135	1,108,792	23,341

焼却残さ量	処理内訳		埋立総量
	灰の資源化量	埋立量	
193,386	18,982	174,404	197,745

(2) し尿・浄化槽等汚泥 (単位：キロリットル)

し尿	浄化槽等汚泥	処理量
11,424	27,696	39,120

4 平成18年度の取組

(1) ごみの減量・リサイクルの推進

(G30の推進・普及啓発)

- ・ホームページや各種広報、イベントなどを通じて、G30の普及啓発を引き続き実施するとともに、焼却工場の見学会やごみの減量・リサイクルに関する出前講座、小学生環境副読本の作成など、幅広い年齢層を対象とした環境教育を推進する。

- ・横浜G30プランによる財政的効果や環境負荷低減効果を市民にわかりやすく情報提供する。

(家庭系ごみ対策)

- ・ごみの分別排出の徹底を通じ、より一層のごみ減量・リサイクルを推進する。

- ・電気式生ごみ処理機の購入助成を引き続き実施するとともに、家庭から出るせん定枝を新たに資源物として収集し、家庭から排出される生ごみやせん定枝の減量・リサイクルを推進する。

(事業系ごみ対策)

- ・各種業界の集まりに出向いて説明を行うなど様々な機会を通じて、G30プランの周知を図るとともに、減量・リサイクルへの働きかけを行う。

- ・大規模事業所への立入調査を行い、減量・リサイクルの働きかけと適正処理の指導を行う。

- ・焼却工場での搬入物検査を実施して、資源物等の搬入を防ぎ、資源化ルートへの誘導を行う。

(2) 運営の効率化と市民サービスアップ

(運営の効率化)

- ・家庭ごみの収集運搬については、引き続き西区と中区の全域で民間委託を実施するとともに、粗大ごみ収集と公衆トイレ日常清掃業務の民間委託をさらに拡大し、リサイクルプラザとリサイクルコミュニティセンターに指定管理者制度を導入する。

(市民サービスアップ)

- ・分別・不適正排出等に関する相談窓口を通じて、不適正処理への迅速な対応を図るとともに、違法事案に対して厳正な措置を講じるなど、監視・指導体制の強化を図る。

- ・家庭ごみふれあい収集と狭路収集を引き続き実施し、市民サービスアップを図る。

- ・地域団体、関係機関等と一体となって放置自動車の発生を防止するとともに、早期撤去を図る。

- ・収集職員等が救急救命技術を習得し、作業中に住民等の事故や急病に遭遇した場合に、応急手当を行える体制の維持・向上を図る。

(3) 安全な処理

- ・焼却、埋立処分しなければならないごみを安全かつ安定的に処理するため、焼却工場の老朽化した設備の大規模補修や既存の最終処分場の有効活用など、施設の長寿命化を図る。
- ・焼却工場における発電効率の向上を図り、発電した電力の売却については、競争入札を拡大し、増収に努める。
- ・栄工場、港南工場については、撤去工事をアスベストやダイオキシン等に十分配慮しながら行い、今後は資源物のストックヤード施設等として活用する。
- ・分別収集の拡大に伴い、緑資源選別センターを増強整備するなど、資源選別施設の安定した稼働を確保する。
- ・焼却工場から発生する焼却灰の資源化を有効に促進するため、実施方針を策定し公表に向けた準備を進める。
- ・市内唯一の内陸処分場である神明台処分地と海面埋立の南本牧廃棄物最終処分場の2つの既存処分場を有効に活用する。また、長期的に安定した廃棄物最終処分場を確保するため、南本牧ふ頭第5ブロック内に新たな処分場を整備するための環境アセスメントを引き続き実施する。

(4) し尿・浄化槽等汚泥の適正処理の推進

- ・し尿の収集・運搬及び処理を円滑に進めるとともに、公衆トイレの衛生的な維持管理に努める。また、事業活動に伴い設置された仮設トイレのし尿収集は引き続き有料で実施する。
- ・浄化槽の適正な維持管理指導、検査指導を行い、環境の保全に努める。

5 収集・搬入計画

(1) 区域、種類と収集搬入・処理処分の方法等

ア (区域) 横浜市全域

イ 種類と収集搬入・処理処分の方法等

(ア) ごみ

種類		排出方法	収集運搬方法	処理処分方法	
家庭から排出されるもの	燃やすごみ	中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)又はふた付きの容器で排出	週3回、集積場所にて収集	焼却後、埋立て	
	缶・びん・ペットボトル	缶・びん・ペットボトルを一緒にし、中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)又はふた付きの容器で排出	週1回、集積場所にて収集	選別施設で選別後、資源化	
	小さな金属類	袋に入れずに排出(ただし、刃物等危険なもの、細かくして散乱する恐れのあるものは、新聞紙などで包み品目名を表示して袋に入れる)	週1回、集積場所にて収集 ＜缶・びん・ペットボトルの日に収集＞	資源化	
	乾電池	中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)で排出	週3回、集積場所にて収集 ＜燃やすごみの日に収集＞		
	プラスチック製容器包装	中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)又はふた付きの容器で排出	週1回、集積場所にて収集		
	スプレー缶	中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)で排出	週3回、集積場所にて収集 ＜燃やすごみの日に収集＞		
	古紙 (新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙バック)	品目ごとに大きさをそろえてまとめてひもで十文字にしばって排出(その他の紙は、紙袋または半透明の袋(透明の袋も可)に入れ、ひもでしばるなど中身が出ないようにして排出)	月1回、集積場所にて収集		
	古布	中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)で排出			
	燃えないごみ	購入時の箱や新聞紙などで包み、品目名を表示して排出	週3回、集積場所にて収集 ＜燃やすごみの日に収集＞	埋立て又は資源化	
	粗大ごみ	粗大ごみ収集シール(手数料納付済みのもの)を貼付して排出	電話又はインターネットの申し込みにより、申し込み後おおむね10日以内に指定する場所で収集又は排出者自らが、市が指定する搬入先に搬入	焼却、埋立て又は資源化	
事業活動に伴って生ずる一般廃棄物	資源化可能な古紙		種類ごとに分別し、専ら物業者 [※] 又は一般廃棄物収集運搬業者との契約に基づき排出	資源化	
	資源化可能な古紙以外の廃棄物	自ら処理をする場合	-----	-----	自らの処理施設で、焼却又は資源化
		事業者が自ら、廃棄物処理施設に搬入する場合	-----	事業者が自ら、廃棄物処理施設へ運搬	・横浜市の処理施設で、焼却、埋立て又は資源化 ・一般廃棄物処分業者の施設で、資源化 ・専ら物業者 [※] の施設で資源化(古繊維に限る)
		一般廃棄物収集運搬業者が収集する場合	一般廃棄物収集運搬業者との契約に基づき排出	一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬	
		みなとみらい21地区で管路収集する場合	管路投入口に排出	随時収集運搬	横浜市の処理施設で、焼却後、埋立
		専ら物業者 [※] が収集する場合(古繊維に限る)	専ら物業者 [※] との契約に基づき排出	専ら物業者 [※] が収集運搬	専ら物業者 [※] の施設で資源化(古繊維に限る)
		緊急かつやむを得ない事情がある場合	その都度定める		
	一定要件を満たし、住居に併置する事業所及び福祉関係事業所の場合		事業所名等を表示した中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)で排出	市が指定した曜日に集積場所にて収集運搬	家庭から排出されるものと併せて、焼却、埋立又は資源化
その他	動物の死体		丈夫な袋で排出	電話申し込みにより随時収集	焼却
	河川清掃		-----	毎日(日曜・休日・年末年始を除く)収集	焼却、埋立て又は資源化
	不法投棄			随時収集	
	地域清掃、その他			随時収集	

※専ら物業者(専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬若しくは処分を業として行う者)

(イ) し尿及び浄化槽等汚泥

種類	収集方法	処理方法
し尿	一般収集: おおむね月2回収集	下水道処理施設による処理
	臨時収集: 申請により収集	
浄化槽等汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を有する浄化槽清掃許可業者が浄化槽管理者等の依頼に基づき収集	

※臨時収集については、事業活動に伴い設置された仮設トイレの収集の場合、粗大ごみ収集シール(手数料納付済みのもの)を貼付されたものを収集する。

(2) 収集しないごみ

種類	品目
排出禁止物	特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定めるもの(エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機)、パーソナルコンピューター※1、自動車、オートバイ、大量の自転車、タイヤ(自動車用のものに限る)、自動車・二輪車用バッテリー、小型充電式電池、ボタン電池、消火器、プロパンガスボンベ、高圧ガス容器、ピアノ、廃油、塗料、薬品類、アスベストを含むもの、その他処理に著しい支障を及ぼすもの
一時多量ごみ ※2	収集作業に支障を生じるもの

※1社団法人電子情報技術産業協会が日本郵政公社と提携して構築した家庭系パーソナルコンピューターの回収・再資源化システムを利用できるものに限る。

※2一時多量ごみは、排出者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者が収集・運搬し、市の指定する施設に搬入する。

(3) 粗大ごみを排出者が自ら持ち込む場合の搬入先

家庭から排出される粗大ごみを排出者が自ら持ち込む場合の搬入先は、次のとおりとする。

搬入先	所在地	搬入物
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1-15-1	資源となる粗大ごみ 可燃性の粗大ごみ スプリングマットレス
港南ストックヤード	港南区日野南3-1-2	資源となる粗大ごみ 可燃性及び不燃性の粗大ごみ
都筑ストックヤード	都筑区平台27-1	
神明台ストックヤード	泉区池の谷3949	資源となる粗大ごみ 可燃性及び不燃性の粗大ごみ スプリングマットレス

6 中 間 処 理 計 画

(1) 資 源 化 施 設 (中 間 処 理)

(ア) 家 庭 か ら 排 出 さ れ る も の

施設名	所在地	対象物
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1-15-1	缶・びん・ペットボトル
金沢資源選別センター	金沢区幸浦2-7-1	
緑資源選別センター	緑区上山町7-4	
戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1921-12	
民間処理施設により、中間処理		プラスチック製容器包装
		スプレー缶
		燃えないごみ(蛍光灯)
グリーンコンポスト施設	泉区池の谷3949	樹木せん定枝

(イ) 事業活動に伴って生ずる一般廃棄物（一般廃棄物と合わせて処分することができる産業廃棄物「横浜市が処分する産業廃棄物」（平成15年10月横浜市告示第390号）を含む。）、一時多量ごみ、その他

搬入先	所在地	搬入物
鶴見工場	鶴見区末広町1-15-1	可燃性の一般廃棄物(ただし、別表1に記載された廃異物を除く。),「横浜市が処分する産業廃棄物」(平成15年10月横浜市告示第390号)に定める産業廃棄物
保土ヶ谷工場	保土ヶ谷区狩場町355	
旭工場	旭区白根2-8-1	
金沢工場	金沢区幸浦2-7-1	
都筑工場	都筑区平台27-1	
グリーンコンポスト施設	泉区池の谷3949	樹木せん定枝
神明台処分地	泉区池の谷3949	不燃性の一般廃棄物(ただし、別表2に記載された廃棄物を除く。)
南本牧廃棄物最終処分場	中区南本牧4	不燃性の一般廃棄物(ただし、別表2に記載された廃棄物を除く。),「横浜市が処分する産業廃棄物」(平成15年10月横浜市告示第390号)に定める産業廃棄物
一般廃棄物処分業者が運営する施設		
専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維)のみの処分を業としている施設		
登録再生利用事業者(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第10条に規定する)が運営する施設		

※ 別表 1

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・資源化可能な古紙・特定家庭用機器再商品化法第2条第5項(エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機)に定めるもの・焼却不適物(液体、大量の粉末、直径20cm以上又は長さ50cm以上のもの、焼却設備に損傷を与えるおそれがあるもの、感染性廃棄物、動物の死体(横浜市が収集した遺棄動物の死体は除く))・その他、処理に著しい支障を及ぼすもの |
|---|

※ 別表 2

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・PCBが付着または混入しているもの・油分が付着または混入しているもの・水中に投じて油膜が生じる又は浮遊するもの(神明台処分地を除く)・毒物、劇物又は廃駆除剤が付着又は混入しているもの・著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性又は臭気を有するもの・中空であるもの・おおむね30cm以上の金属、ガラス、陶磁器及びがれき類・その他、処理に著しい支障を及ぼすもの |
|---|

(2) 焼 却 処 理 施 設

(単 位 : ト ン)

工場名	所在地	焼却量	焼却残さ量	灰の資源化量
鶴見工場	鶴見区末広町1-15-1	290,400	57,232	4,030
保土ヶ谷工場	保土ヶ谷区狩場町355	132,912	21,333	----
旭工場	旭区白根2-8-1	130,680	22,085	----
金沢工場	金沢区幸浦2-7-1	292,000	47,744	14,952
都筑工場	都筑区平台27-1	262,800	44,992	----
計	-----	1,108,792	193,386	18,982

7 最 終 処 分 計 画

(単 位 : ト ン)

処分場名	所在地	直接埋立量	焼却残さ埋立量	埋立量
神明台処分地	泉区池の谷3949-1	1,000	163,000	164,000
南本牧廃棄物 最終処分場	中区南本牧4	22,341	11,404	33,745
計	-----	23,341	174,404	197,745

※焼却残さ埋立量には灰の資源化量を除く。

横 浜 市 告 示 第 123 号 （ 平 成 18 年 4 月 1 日 掲 示 済 ）

固 定 資 産 税 に 係 る 固 定 資 産 の 価 格 等 の 登 録

平 成 18 年 度 の 固 定 資 産 の 価 格 等 を 固 定 資 産 課 税 台 帳 に 登 録 し た 。

平 成 18 年 4 月 1 日

横 浜 市 長 中 田 宏

横浜市告示第 124 号（平成 18 年 4 月 1 日 掲 示 済）

横浜国際港都建設計画特別用途地区の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別用途地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市まちづくり調整局都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 4 月 1 日

横 浜 市 長 中 田 宏

横浜国際港都建設計画特別用途地区を次のように変更する。

種類		面積	備考
横浜都心機能誘導地区	業務・商業専用地区	約 45ha	関内駅や横浜駅に近接した街の玄関口として、業務・商業等の機能を積極的に集積するため、住宅等の立地を禁止する区域
	商住共存地区	約 143ha	業務・商業機能の集積と良好な住環境の誘導を図るため、一定の住宅容積率を制限し、業務・商業機能と住居機能の調和を図る区域
特別工業地区		約 310ha	
合計		約 498ha	

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」（計画図は省略）

横浜市告示第 125 号（平成 18 年 4 月 1 日 掲 示 済）

横浜国際港都建設計画高度地区の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画高度地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市まちづくり調整局都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 4 月 1 日

横 浜 市 長 中 田 宏

横浜国際港都建設計画高度地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
高度地区 (最高限第1種)	約 13,655ha	(1) 建築物の高さは、10メートルを超えてはならない。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下としなければならない。	
高度地区 (最高限第2種)	約 29ha	(1) 建築物の高さは、12メートルを超えてはならない。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下としなければならない。	
高度地区 (最高限第3種)	約 4,377ha	(1) 建築物の高さは、15メートルを超えてはならない。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7メートルを加えたもの以下としなければならない。	
高度地区 (最高限第4種)	約 6,413ha	(1) 建築物の高さは、20メートルを超えてはならない。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下としなければならない。	
高度地区 (最高限第5種)	約 3,010ha	(1) 建築物の高さは、20メートルを超えてはならない。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下としなければならない。	
高度地区 (最高限第6種)	約 1,061ha	建築物の高さは、20メートルを超えてはならない。	
高度地区 (最高限第7種)	約 2,618ha	建築物の高さは、31メートルを超えてはならない。	
合 計	約 31,163ha		

適用の除外

次の各号の一に該当する建築物については、前記の制限は適用しない。

- (1) 都市計画において決定した一団地の住宅施設に係る建築物
- (2) 都市計画において決定した地区計画等により建築物の高さの最高限度が定められている区域内の建築物で当該地区計画等に適合しているもの
- (3) 市長が市街地環境の整備向上に寄与すると認め、かつ、建築審査会の同意を得て許可した建築物
- (4) 市長が公益上やむを得ない、又は周囲の状況等により都市計画上支障がないと認め、かつ建築審査会の同意を得て許可した建築物
- (5) 最高限第1種高度地区内において、北側斜線（前記の北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度である線。以下同じ。）内にある高さ12メートル以下の建築物であって、市長が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めたもの
- (6) 最高限第7種高度地区内において、建築物の全部又は一部が高度利用地区又は最低限高度地区の適用を受ける建築物
- (7) 工業地域内の最高限第5種高度地区内において、高さ31メートル以下の建築物で、当該高度地区における高さの最高限度を超える部分を住宅（長屋及び兼用住宅を含む）、共同住宅、寄宿舍及び下宿その他これらに附属するものの用途に供しないもの

制限の緩和

- (1) 建築物の敷地の北側に水面、線路敷その他これらに類するもの（ただし、広場、公園は除く。以下同じ。）が接する場合は、当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。
- (2) 建築物の敷地の北側の前面道路の反対側に、水面、線路敷その他これらに類するものがある場合は、当該前面道路に接する境界線は、当該前面道路と水面、線路敷その他これらに類するものの幅の和の2分の1だけ外側にあるものとみなす。
- (3) 建築物の敷地の地盤面が北側隣地（北側に前面道路がある場合は、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下この号において同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合は、当該隣地の平均地表面をいう。以下この号において同じ。）より1メートル以上低い場合の北側斜線は、当該敷地の地盤面と北側隣地の地盤面との高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置に置くものとする。
- (4) 一団地内に2以上の構えを成す建築物を総合的設計によって建築する場合、又は一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、総合的見地からした設計によって当該区域内に建築物が建築される場合において、市長がその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものについては、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

建築物の敷地が2以上の高度地区又は高度地区の内外にわたる場合の措置

建築物の敷地が2以上の高度地区又は高度地区の内外にわたる場合の北側斜線は、北側の敷地境界線が属する高度地区に関する制限によるものとする。

種 類	面 積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備 考
高度地区 (最低限第1種)	約 78ha	建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）の最低限度は、14メートルとする。	
高度地区 (最低限第2種)	0 ha	建築物の高さの最低限度は、12メートルとする。	
高度地区 (最低限第3種)	約 5 ha	建築物の高さの最低限度は、7メートルとする。	
合 計	約 83ha		

適用の除外

建築物又は建築物の部分で、最低限第1種又は最低限第2種の区域にあっては、次の(1)から(5)までの一に該当するもの、最低限第3種の区域にあっては、(1)、(2)、(6)又は(7)の一に該当するものについて、前述の制限は適用しない。

- (1) 市長が公益上やむを得ない、又は、周囲の状況等により都市計画上支障がないと認め、建築審査会の同意を得て許可した建築物
- (2) 玄関、出入口、ポーチその他これらに類するもの
- (3) 前記の最低限度以上の高さに増築することを予定した基礎及び主要構造部を有する建築物
- (4) 路線的形状で指定した区域においては、敷地と前面道路との境界線からの水平距離が9メートルを超える部分にある建築物又は建築物の部分
- (5) 集団的形状で指定した区域においては、建築面積の2分の1未満に当たる建築物の部分
- (6) 横浜市防災計画において延焼遮断帯路線として指定した道路の境界面に建築物（庇を除く）を投影したとき、投影面上で高さ7メートルに満たない部分の水平長さの合計が建築物の水平長さ（建築物が区域の内外にわたる場合は、区域外の建築物の水平長さを含むことができる。）の2分の1未満である場合の当該部分
- (7) 建築基準法第3条第2項の規定により同法第58条の規定の適用を受けない建築物で、建築基準法施行令第137条の7第1号及び第2号に定める範囲内において増築若しくは改築を行うもの、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替を行うもの

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」（計画図は省略）

横 浜 市 告 示 第 126 号 （ 平 成 18 年 4 月 1 日 掲 示 済 ）

建 築 基 準 法 第 52 条 第 2 項 第 3 号 の 規 定 に よ る 区 域 等 の 指
定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 。 以 下 「 法 」 と い う 。 ） 第 52
条 第 2 項 第 3 号 の 規 定 に よ り 前 面 道 路 の 幅 員 の メートルの 数 値 を 定
め る 区 域 及 び そ の 区 域 内 に お け る 前 面 道 路 の 幅 員 の メートルの 数 値
に 乗 じ る 数 値 は 、 次 の と お り と す る 。

平 成 18 年 4 月 1 日

横 浜 市 長 中 田 宏

1 前 面 道 路 の 幅 員 の メートルの 数 値 を 定 め る 区 域

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 特 別 用 途 地 区 に よ り 定 め ら れ た 横 浜 都 心
機 能 誘 導 地 区 の う ち 、 都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 8
条 第 3 項 第 2 号 イ の 規 定 に よ り 定 め ら れ た 容 積 率 が 500 パーセン
ト 以 上 の 地 域

2 前 面 道 路 の 幅 員 の メートルの 数 値 に 乗 じ る 数 値
10 分 の 8

横 浜 市 告 示 第 127 号

横 浜 市 市 税 の 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 （ 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ） 第 158 条 の 2 第 1 項 の
規 定 に よ り 、 横 浜 市 市 税 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
株 式 会 社 野 村 総 合 研 究 所 代 表 取 締 役 社 長 藤 沼 彰 久	東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 6 番 5 号 か	平 成 18 年 4 月 1 日 ら 平 成 19 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 128 号

出 資 法 人 等 の 名 称

横 浜 市 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 条 例 （ 平 成 12 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 1 号 ） 第 32 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 情 報 公 開 を 行 う 出 資 法 人 等 及 び 横 浜 市 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 （ 平 成 17 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 6 号 ） 第 60 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 個 人 情 報 の 保 護 を 行 う 出 資 法 人 等 は 、 次 の と お り で あ る 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

財 団 法 人 横 浜 市 国 際 交 流 協 会
横 浜 市 土 地 開 発 公 社
財 団 法 人 横 浜 市 勤 労 福 祉 財 団
財 団 法 人 横 浜 市 男 女 共 同 参 画 推 進 協 会
財 団 法 人 横 浜 市 芸 術 文 化 振 興 財 団
財 団 法 人 横 浜 市 ス ポ ー ツ 振 興 事 業 団
財 団 法 人 横 浜 市 青 少 年 育 成 協 会
財 団 法 人 寿 町 勤 労 者 福 祉 協 会
財 団 法 人 横 浜 市 総 合 保 健 医 療 財 団
社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会
社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 事 業 団
社 会 福 祉 法 人 横 浜 市 福 祉 サ ー ビ ス 協 会
財 団 法 人 横 浜 市 緑 の 協 会
財 団 法 人 横 浜 市 臨 海 環 境 保 全 事 業 団
財 団 法 人 横 浜 市 資 源 循 環 公 社
株 式 会 社 横 浜 国 際 平 和 会 議 場
財 団 法 人 木 原 記 念 横 浜 生 命 科 学 振 興 財 団
財 団 法 人 横 浜 産 業 振 興 公 社
財 団 法 人 横 浜 市 消 費 者 協 会
財 団 法 人 横 浜 市 シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー
横 浜 市 場 冷 蔵 株 式 会 社
財 団 法 人 三 溪 園 保 勝 会
財 団 法 人 横 浜 観 光 コ ン ベ ン シ ョ ン ・ ビ ュ ー ロ ー
横 浜 食 肉 市 場 株 式 会 社
株 式 会 社 横 浜 市 食 肉 公 社
財 団 法 人 横 浜 ・ 神 奈 川 総 合 情 報 セ ン タ ー
財 団 法 人 横 浜 市 建 築 助 成 公 社
横 浜 市 住 宅 供 給 公 社
財 団 法 人 横 浜 市 建 築 保 全 公 社
横 浜 シ テ ィ ・ エ ア ・ タ ー ミ ナ ル 株 式 会 社
横 浜 高 速 鉄 道 株 式 会 社

横浜新都市交通株式会社
財団法人横浜市道路建設事業団
財団法人横浜市交通安全協会
株式会社横浜港国際流通センター
財団法人横浜港埠頭公社
財団法人帆船日本丸記念財団
横浜ベイサイドマリーナ株式会社
社団法人横浜港振興協会
財団法人横浜市防災指導協会
横浜交通開発株式会社
財団法人横浜市ふるさと歴史財団
財団法人横浜市学校給食会

横 浜 市 告 示 第 129 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	わ く わ く の 森 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 I C A
代 表 者	理 事 長 山 本 勝 義
経 営 責 任 者	山 本 勝 義
規 模	546.25 m ²
定 員	60 人
所 在 地	鶴 見 区 市 場 東 中 町 12 番 27 号

横 浜 市 告 示 第 130 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	み つ ば ち 保 育 園
設 置 者	有 限 会 社 み つ ば ち 保 育 園
代 表 者	取 締 役 三 浦 則 子
経 営 責 任 者	三 浦 則 子
規 模	682.27 m ²
定 員	90 人
所 在 地	鶴 見 区 潮 田 町 3 丁 目 137 番 地 の 5

横 浜 市 告 示 第 131 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	末 吉 い づ み 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 三 篠 会
代 表 者	理 事 長 酒 井 慈 玄
経 営 責 任 者	坂 川 豊 和
規 模	922.67 m ²
定 員	120 人
所 在 地	鶴 見 区 下 末 吉 三 丁 目 6 番 2 号

横 浜 市 告 示 第 132 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	矢 向 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 神 奈 川 労 働 福 祉 協 会
代 表 者	理 事 長 足 立 ま こと
経 営 責 任 者	金 城 多 眞 子
規 模	1,289.27 m ²
定 員	67 人
所 在 地	鶴 見 区 矢 向 五 丁 目 12 番 24 号

横 浜 市 告 示 第 133 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	保 育 園 こ り す
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 愛
代 表 者	理 事 長 久 保 民 子
経 営 責 任 者	江 崎 昭 子
規 模	620.09 m ²
定 員	60 人
所 在 地	神 奈 川 区 菅 田 町 1,761 番 地 の 1

横 浜 市 告 示 第 134 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	聖 徳 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 聖 徳 会
代 表 者	理 事 長 菱 川 慧 昭
経 営 責 任 者	栗 津 庸 雄
規 模	1502.59 m ²
定 員	200 人
所 在 地	神 奈 川 区 七 島 町 163 番 地

横 浜 市 告 示 第 135 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	神 ノ 木 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 聖 徳 会
代 表 者	理 事 長 菱 川 慧 昭
経 営 責 任 者	菱 川 慧 昭
規 模	844.54 m ²
定 員	204 人
所 在 地	神 奈 川 区 西 寺 尾 三 丁 目 2 番 13 号

横 浜 市 告 示 第 136 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	あ そ び の 杜 保 育 園
設 置 者	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ム ー ミ ン の 会
代 表 者	理 事 長 高 須 賀 信 夫
経 営 責 任 者	片 柳 容 子
規 模	118.48 m ²
定 員	35 人
所 在 地	西 区 久 保 町 22 番 3 号

横 浜 市 告 示 第 137 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	平 沼 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 横 浜 ク レ ッ シ ュ
代 表 者	理 事 長 伊 東 稔 代
経 営 責 任 者	二 見 満 理 子
規 模	611.57 m ²
定 員	60 人
所 在 地	西 区 浜 松 町 5 番 地 の 1

横 浜 市 告 示 第 138 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	う ち ゅ う 保 育 園 や ま て
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 翠 峰 会
代 表 者	理 事 長 大 庭 良 治
経 営 責 任 者	柴 田 ナ フ 子
規 模	335.29 m ²
定 員	54 人
所 在 地	中 区 千 代 崎 町 1 丁 目 25 番 地 の 23

横 浜 市 告 示 第 139 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	京 急 キ ッ ズ ラ ン ド 井 土 ケ 谷 駅 保 育 園
設 置 者	京 急 サ ー ビ ス 株 式 会 社
代 表 者	代 表 取 締 役 青 野 常 二
経 営 責 任 者	上 村 智 津 子
規 模	299.04 m ²
定 員	60 人
所 在 地	南 区 井 土 ケ 谷 中 町 161 番 地

横 浜 市 告 示 第 140 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	六 ツ 川 西 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 す ぎ の こ 福 祉 会
代 表 者	理 事 長 瀬 川 典 男
経 営 責 任 者	勝 又 恵 子
規 模	590.99 m ²
定 員	102 人
所 在 地	南 区 六 ツ 川 四 丁 目 1,157 番 地 の 2

横 浜 市 告 示 第 141 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	キ ッ ズ プ ラ ザ ア ス ク 上 大 岡 園
設 置 者	株 式 会 社 日 本 保 育 サ ー ビ ス
代 表 者	代 表 取 締 役 佐 々 木 幸 一
経 営 責 任 者	佐 々 木 弘 子
規 模	194.54 m ²
定 員	56 人
所 在 地	港 南 区 上 大 岡 西 三 丁 目 3 番 1 号

横 浜 市 告 示 第 142 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	オハナ上永谷保育園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 葵 友 会
代 表 者	理 事 長 浅 川 忠 俊
経 営 責 任 者	後 藤 尚 美
規 模	1,373.28 m ²
定 員	90 人
所 在 地	港 南 区 上 永 谷 一 丁 目 38 番 18 号

横 浜 市 告 示 第 143 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	合 歓 の 木 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 神 奈 川 厚 生 福 祉 会
代 表 者	理 事 長 土 師 幸 子
経 営 責 任 者	江 成 藤 吉
規 模	961.82 m ²
定 員	90 人
所 在 地	保 土 ケ 谷 区 神 戸 町 140 番 地 の 6

横 浜 市 告 示 第 144 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	ポ プ ラ 保 育 園
設 置 者	特 定 非 営 利 活 動 法 人 ポ プ ラ の 会
代 表 者	理 事 長 西 田 純 子
経 営 責 任 者	西 田 純 子
規 模	184.72 m ²
定 員	50 人
所 在 地	旭 区 鶴 ケ 峰 一 丁 目 25 番 地 の 11

横 浜 市 告 示 第 145 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	明 徳 二 俣 川 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 明 徳 福 祉 会
代 表 者	理 事 長 内 田 初 江
経 営 責 任 者	小 山 真 弓
規 模	513.63 m ²
定 員	90 人
所 在 地	旭 区 二 俣 川 1 丁 目 6 番 地 の 1

横 浜 市 告 示 第 146 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	根 岸 星 の 子 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 大 宙
代 表 者	理 事 長 井 上 ま 津 江
経 営 責 任 者	荒 川 敬 子
規 模	722.99 m ²
定 員	60 人
所 在 地	磯 子 区 東 町 19 番 33 号

横 浜 市 告 示 第 147 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	に じ い ろ 保 育 園 サ ク セ ス 金 沢 文 庫
設 置 者	株 式 会 社 サ ク セ ス ア カ デ ミ ー
代 表 者	代 表 取 締 役 柴 野 豪 男
経 営 責 任 者	齋 藤 法 子
規 模	330.56 m ²
定 員	60 人
所 在 地	金 沢 区 釜 利 谷 東 二 丁 目 18 番 22 号

横 浜 市 告 示 第 148 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	わ ら べ シ ー サ イ ド 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 清 心 福 祉 会
代 表 者	理 事 長 青 木 訓 行
経 営 責 任 者	有 馬 昌 代
規 模	999.64 m ²
定 員	120 人
所 在 地	金 沢 区 富 岡 東 四 丁 目 13 番 4 号

横 浜 市 告 示 第 149 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	ゆ め 和 柳 町 ほ い く え ん
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 ゆ め 和
代 表 者	理 事 長 井 坂 直 人
経 営 責 任 者	井 坂 直 人
規 模	635.49 m ²
定 員	60 人
所 在 地	金 沢 区 柳 町 1 番 地 の 13

横 浜 市 告 示 第 150 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	ゆめみらい保育園
設 置 者	株 式 会 社 エ キ ス パ ー ト シ ス テ ム
代 表 者	代 表 取 締 役 吉 田 達 雄
経 営 責 任 者	藤 宮 由 希
規 模	676.63 m ²
定 員	90 人
所 在 地	港 北 区 綱 島 東 四 丁 目 1 番 5 号

横 浜 市 告 示 第 151 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	オハナ新羽保育園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 葵 友 会
代 表 者	理 事 長 浅 川 忠 俊
経 営 責 任 者	岩 崎 雅 江
規 模	438.87 m ²
定 員	80 人
所 在 地	港 北 区 新 羽 町 1,685 番 地 の 2

横 浜 市 告 示 第 152 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	日 吉 東 開 善 保 育 園
設 置 者	株 式 会 社 前 進 会
代 表 者	代 表 取 締 役 中 本 正 氣
経 営 責 任 者	吉 岡 祥 子
規 模	566.66 m ²
定 員	90 人
所 在 地	港 北 区 日 吉 七 丁 目 20 番 44 号

横 浜 市 告 示 第 153 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	横 浜 り と る ぱ ん ぷ き ん ず
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 清 香 会
代 表 者	理 事 長 大 江 晃
経 営 責 任 者	大 江 恵 子
規 模	755.49 m ²
定 員	90 人
所 在 地	港 北 区 日 吉 本 町 四 丁 目 10 番 49 号

横 浜 市 告 示 第 154 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	く っ く お さ ん ぽ 保 育 園 大 倉 山
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 く っ く あ ゆ み の 会
代 表 者	理 事 長 河 内 博 和
経 営 責 任 者	平 山 千 鶴
規 模	272.01 m ²
定 員	60 人
所 在 地	港 北 区 太 尾 町 1,123 番 地 の 3

横 浜 市 告 示 第 155 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	長 津 田 こ ど も 園
設 置 者	株 式 会 社 こ ど も の 森
代 表 者	代 表 取 締 役 久 芳 一 裕
経 営 責 任 者	坂 卷 香 織
規 模	334.61 m ²
定 員	60 人
所 在 地	緑 区 い ぶ き 野 8 番 地 の 1

横 浜 市 告 示 第 156 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	バ オ バ ブ 霧 が 丘 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 バ オ バ ブ 保 育 の 会
代 表 者	理 事 長 平 林 浩
経 営 責 任 者	鈴 木 玲 子
規 模	591.33 m ²
定 員	106 人
所 在 地	緑 区 霧 が 丘 三 丁 目 25 番 地 の 1

横 浜 市 告 示 第 157 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	十 日 市 場 こ ど も 園
設 置 者	株 式 会 社 こ ど も の 森
代 表 者	代 表 取 締 役 久 芳 一 裕
経 営 責 任 者	中 村 敦 子
規 模	319.30 m ²
定 員	60 人
所 在 地	緑 区 十 日 市 場 町 848 番 地 の 1

横 浜 市 告 示 第 158 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	十 日 市 場 の ぞ み 保 育 園
設 置 者	テ ン プ ス タ ッ プ ・ ウ ィ ッ シ ュ 株 式 会 社
代 表 者	代 表 取 締 役 西 内 隆 昭
経 営 責 任 者	鈴 木 三 四 朗
規 模	161.34 m ²
定 員	36 人
所 在 地	緑 区 十 日 市 場 町 872 番 地 の 19

横 浜 市 告 示 第 159 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	み どり 寺 山 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 緑 風 福 祉 会
代 表 者	理 事 長 寺 田 隆 昭
経 営 責 任 者	寺 田 隆 昭
規 模	925.47 m ²
定 員	120 人
所 在 地	緑 区 中 山 町 93 番 地 の 1

横 浜 市 告 示 第 160 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	い ず み 青 葉 台 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 い ず み
代 表 者	理 事 長 中 村 き く 子
経 営 責 任 者	濱 岸 恵 子
規 模	669.45 m ²
定 員	60 人
所 在 地	青 葉 区 青 葉 台 二 丁 目 8 番 地 の 27

横 浜 市 告 示 第 161 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	青 葉 台 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 星 槎
代 表 者	理 事 長 宮 澤 幸 子
経 営 責 任 者	玉 木 依 子
規 模	336.39 m ²
定 員	90 人
所 在 地	青 葉 区 榎 が 丘 5 番 地 の 2

横 浜 市 告 示 第 162 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	エンゼルベアあざみ野保育園
設 置 者	有 限 会 社 エ ン ゼ ル ベ ア ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン
代 表 者	代 表 取 締 役 和 田 和 枝
経 営 責 任 者	和 田 和 枝
規 模	261.46 m ²
定 員	54 人
所 在 地	青 葉 区 新 石 川 一 丁 目 13 番 地 の 1

横 浜 市 告 示 第 163 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	青 葉 フ レ ー ル 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 春 明 会
代 表 者	理 事 長 西 津 や す 子
経 営 責 任 者	瀧 本 典 子
規 模	964.25 m ²
定 員	120 人
所 在 地	青 葉 区 新 石 川 二 丁 目 9 番 地 の 6

横 浜 市 告 示 第 164 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	勝 田 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 和 泉 福 祉 会
代 表 者	理 事 長 今 田 安 紀
経 営 責 任 者	笹 川 佐 知 子
規 模	599.39 m ²
定 員	106 人
所 在 地	都 筑 区 勝 田 町 266 番 地 の 1

横 浜 市 告 示 第 165 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	に じ い ろ 保 育 園 サ ク セ ス 東 戸 塚
設 置 者	株 式 会 社 サ ク セ ス ア カ デ ミ ー
代 表 者	代 表 取 締 役 柴 野 豪 男
経 営 責 任 者	安 田 暁 子
規 模	329.76 m ²
定 員	60 人
所 在 地	戸 塚 区 川 上 町 85 番 地 の 1

横 浜 市 告 示 第 166 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	戸 塚 み ど り 保 育 園
設 置 者	特 定 非 営 利 活 動 法 人 み ど り 会
代 表 者	理 事 長 本 間 正
経 営 責 任 者	杉 原 史 子
規 模	410.56 m ²
定 員	68 人
所 在 地	戸 塚 区 戸 塚 町 3,923 番 地 の 3

横 浜 市 告 示 第 167 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	キ ッ ズ プ ラ ザ ア ス ク 戸 塚 園
設 置 者	株 式 会 社 日 本 保 育 サ ー ビ ス
代 表 者	代 表 取 締 役 佐 々 木 幸 一
経 営 責 任 者	松 本 順 子
規 模	215.10 m ²
定 員	58 人
所 在 地	戸 塚 区 戸 塚 町 4,822 番 地 の 12

横 浜 市 告 示 第 168 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児 童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	そ う て つ 保 育 園 G E N K I D S い ず み 中 央
設 置 者	相 鉄 ア メ ニ テ ィ ラ イ フ 株 式 会 社
代 表 者	代 表 取 締 役 清 水 隆 敏
経 営 責 任 者	飯 村 有 卯 子
規 模	430.20 m ²
定 員	60 人
所 在 地	泉 区 和 泉 町 3,571 番 地

横 浜 市 告 示 第 169 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	立 場 エ ン ゼ ル 保 育 園
設 置 者	特 定 非 営 利 活 動 法 人 グ ラ ン デ ィ ー ル
代 表 者	理 事 長 大 川 内 美 知 子
経 営 責 任 者	大 川 内 美 知 子
規 模	245.43 m ²
定 員	54 人
所 在 地	泉 区 和 泉 町 4,088 番 地 の 1

横 浜 市 告 示 第 170 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	い ち ょ う 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 横 浜 愛 児 会
代 表 者	理 事 長 相 良 信 子
経 営 責 任 者	相 良 信 子
規 模	606.41 m ²
定 員	120 人
所 在 地	泉 区 上 飯 田 町 3,220 番 地 の 8

横 浜 市 告 示 第 171 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	も も 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 も も の 会
代 表 者	理 事 長 勝 間 郁 夫
経 営 責 任 者	上 山 福 恵 子
規 模	584.22 m ²
定 員	60 人
所 在 地	泉 区 中 田 西 二 丁 目 25 番 30 号

横 浜 市 告 示 第 172 号

児 童 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 と し て 、 次 の と お り 設 置 を 認 可 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
設 置 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	シ ャ ロ ー ム 三 育 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 ア ド ベ ン チ ス ト 福 祉 会
代 表 者	理 事 長 近 藤 新 生
経 営 責 任 者	近 藤 新 生
規 模	593.06 m ²
定 員	60 人
所 在 地	瀬 谷 区 二 ツ 橋 町 469 番 地

横 浜 市 告 示 第 173 号

児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 承 認

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 の 廃 止 を 、 次 の と お り 承 認 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	昭 和 23 年 5 月 31 日
廃 止 年 月 日	平 成 18 年 3 月 31 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	聖 徳 保 育 園
設 置 者	宗 教 法 人 聖 徳 寺
代 表 者	代 表 菱 川 慧 昭
経 営 責 任 者	栗 津 庸 雄
規 模	1,052.59 m ²
定 員	200 人
所 在 地	神 奈 川 区 七 島 町 163 番 地

横 浜 市 告 示 第 174 号

児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 承 認

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 の 廃 止 を 、 次 の と お り 承 認 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	昭 和 25 年 7 月 1 日
廃 止 年 月 日	平 成 18 年 3 月 31 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	神 ノ 木 保 育 園
設 置 者	宗 教 法 人 聖 徳 寺
代 表 者	代 表 菱 川 慧 昭
経 営 責 任 者	菱 川 慧 昭
規 模	844.54 m ²
定 員	204 人
所 在 地	神 奈 川 区 西 寺 尾 三 丁 目 2 番 13 号

横 浜 市 告 示 第 175 号

児 童 福 祉 施 設 の 廃 止 承 認

児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 に 規 定 す る 児
童 福 祉 施 設 の 廃 止 を 、 次 の と お り 承 認 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	昭 和 49 年 9 月 1 日
廃 止 年 月 日	平 成 18 年 3 月 31 日
事 業 種 別	保 育 所
施 設 名 称	い ち ょ う 保 育 園
設 置 者	社 会 福 祉 法 人 ふ た ば 愛 児 会
代 表 者	理 事 長 相 馬 ムメ子
経 営 責 任 者	相 良 信 子
規 模	606.41 m ²
定 員	120 人
所 在 地	泉 区 上 飯 田 町 3,220 番 地 の 8

横 浜 市 告 示 第 176 号

生 活 保 護 施 設 の 設 置 認 可

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 41 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ
き、次のとおり生活保護施設の設置を認可した。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 3 月 27 日
施 設 種 別	救 護 施 設
施 設 名 称	清 明 の 郷
設 置 主 体	社 会 福 祉 法 人 横 浜 社 会 福 祉 協 会
代 表 者	小 林 建 次 郎
施 設 長	小 林 建 次 郎
定 員	190 人
所 在 地	南 区 中 村 町 5 丁 目 315 番 地

横 浜 市 告 示 第 177 号

老 人 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

老 人 福 祉 法 （ 昭 和 38 年 法 律 第 133 号 ） 第 15 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ
き、次 の と お り 老 人 福 祉 施 設 の 設 置 を 認 可 し た。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
施 設 種 別	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム
施 設 名 称	菅 田 心 愛 の 里
設 置 主 体	社 会 福 祉 法 人 七 葉 会
代 表 者	安 藤 雅 仁
施 設 長	村 上 一 法
定 員	100 人
所 在 地	神 奈 川 区 菅 田 町 1,122 番 地

横 浜 市 告 示 第 178 号

老 人 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

老 人 福 祉 法 （ 昭 和 38 年 法 律 第 133 号 ） 第 15 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ
き、次 の と お り 老 人 福 祉 施 設 の 設 置 を 認 可 し た。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
施 設 種 別	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム
施 設 名 称	水 の 郷
設 置 主 体	社 会 福 祉 法 人 山 根 会
代 表 者	中 野 春 生
施 設 長	中 野 順 子
定 員	100 人
所 在 地	旭 区 上 川 井 町 3,059 番 地

横 浜 市 告 示 第 179 号

老 人 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

老 人 福 祉 法 （ 昭 和 38 年 法 律 第 133 号 ） 第 15 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ
き、 次 の と お り 老 人 福 祉 施 設 の 設 置 を 認 可 し た。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
施 設 種 別	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム
施 設 名 称	た ま プ ラ ー ザ 俱 楽 部
設 置 主 体	社 会 福 祉 法 人 葵 友 会
代 表 者	浅 川 忠 俊
施 設 長	田 中 宏 明
定 員	112 人
所 在 地	青 葉 区 元 石 川 町 3,697 番 地 の 1

横 浜 市 告 示 第 180 号

老 人 福 祉 施 設 の 設 置 認 可

老 人 福 祉 法 （ 昭 和 38 年 法 律 第 133 号 ） 第 15 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ
き、次 の と お り 老 人 福 祉 施 設 の 設 置 を 認 可 し た。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

認 可 年 月 日	平 成 18 年 4 月 1 日
施 設 種 別	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム
施 設 名 称	陽 の あ た る 丘 M I S O N O
設 置 主 体	社 会 福 祉 法 人 孝 徳 会
代 表 者	小 岩 井 浩 夫
施 設 長	原 茂 良
定 員	100 人
所 在 地	栄 区 鍛 冶 ケ 谷 二 丁 目 40 番 1 号

横 浜 市 告 示 第 181 号

一 般 廃 棄 物 （ 動 物 死 体 ） 処 理 手 数 料 の 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 （ 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ） 第 158 条 第 1 項 の 規 定
 に よ り 、 一 般 廃 棄 物 （ 動 物 死 体 ） 処 理 手 数 料 の 収 納 事 務 を 次 の と お
 り 委 託 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
有 限 会 社 安 田 商 店 代 表 取 締 役 安 田 修 久	金 沢 区 幸 浦 二 丁 目 2 番 地 の 9	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 19 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 182 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 上 大 岡 駅 西 口 地 区 第 一 種 市 街 地 再
開 発 事 業 施 設 建 築 物 の 保 留 床 貸 付 料 の 徴 収 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 （ 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ） 第 158 条 第 1 項 の 規 定
に よ り 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 上 大 岡 駅 西 口 地 区 第 一 種 市 街 地 再 開
発 事 業 施 設 建 築 物 の 保 留 床 貸 付 料 の 徴 収 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た
。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
横 浜 市 住 宅 供 給 公 社 理 事 長 木 下 眞 男	神 奈 川 区 栄 町 8 番 地 の 1	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 19 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 告 示 第 183 号

横 浜 市 港 湾 施 設 使 用 条 例 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 港
湾 施 設 の 告 示 の 一 部 改 正

横 浜 市 港 湾 施 設 使 用 条 例 第 2 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 港 湾 施 設 の
告 示 （ 昭 和 43 年 5 月 横 浜 市 告 示 第 94 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す
る。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

港 湾 施 設 現 況 6 港 湾 施 設 用 地 （ 港 湾 局 管 理 用 地 ） の 表 中

「本牧ふ頭	中区本牧ふ頭本牧ふ頭	2,461,037」
を		
「本牧ふ頭	中区本牧ふ頭本牧ふ頭	2,341,391」
に改める。		

港 湾 施 設 現 況 7 コ ン テ ナ タ ー ミ ナ ル 用 地 の 表 本 牧 ふ 頭 の 項 中

「本牧ふ頭 D 突堤 A 号コンテ	中区本牧ふ頭本牧ふ頭	15,638
ナターミナル用地		
同 B 号コンテ	同	33,591
ナターミナル用地		
同 C 号コンテ	同	36,949
ナターミナル用地		
同 F 号コンテ	同	26,051
ナターミナル用地		
同 G 号コンテ	同	55,065
ナターミナル用地		
同 H 号コンテ	同	9,321
ナターミナル用地		」

を削り、

「本牧ふ頭 B C コンテナター	中区本牧ふ頭本牧ふ頭	212,716
ミナル用地		
同 D 突堤コンテナタ	同	97,122
ーミナル用地		」

を加える。

港 湾 施 設 現 況 9 荷 さ ば き 地 の 表 中

「本牧ふ頭 B C 突堤間 1 号	同	31,980
バース荷さばき地		
本牧ふ頭 C 突堤 8 号バ	同	7,979
ース荷さばき地		
同 9 号バ	同	5,598
ス荷さばき地		
同 B 号荷さ	同	678

ばき地				
同	C号荷さ	同		1,356
ばき地				」

を

「本牧ふ頭C突堤B号荷さ	同			678
ばき地				
同	C号荷さ	同		1,356
ばき地				」

に改める。

港湾施設現況10物揚場の表本牧ふ頭の項中

「同C突堤先端物揚場	同	201	10	4.0	」
------------	---	-----	----	-----	---

を削る。

港湾施設現況12荷役機械の表中

「T-1号重量物用	同	同	33.5	1	
橋型起重機					
T-2号重量物用	同	同	33.5	1	
橋型起重機					」

を削り、

「D-2号重量物用	同	同	30.5	1	
橋型起重機					」

を

「D-2号重量物用	同	同	33.5	1	
橋型起重機					」

に改める。

横 浜 市 告 示 第 184 号

甲 種 防 火 管 理 講 習 等 受 講 手 数 料 の 収 納 事 務 の 委 託

地 方 自 治 法 施 行 令 （ 昭 和 22 年 政 令 第 16 号 ） 第 158 条 第 1 項 の 規 定
 に よ り 、 甲 種 防 火 管 理 講 習 等 受 講 手 数 料 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委
 託 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
財 団 法 人 横 浜 市 防 災 指 導 協 会 理 事 長 吉 原 敦	南 区 別 所 一 丁 目 15 番 1 号	平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 平 成 19 年 3 月 31 日 ま で

公 告

横 浜 市 公 告 第 281 号

横 浜 市 中 央 浩 生 館 の 管 理 委 託

横 浜 市 保 護 施 設 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 （ 平 成 16 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 9 号 ） に よ る 改 正 前 の 横 浜 市 保 護 施 設 条 例 （ 昭 和 31 年 6 月 横 浜 市 条 例 第 15 号 ） 第 6 条 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 中 央 浩 生 館 （ 以 下 「 施 設 」 と い う 。 ） の 管 理 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

受託者の名称	受託者の所在地	委託した管理事務の範囲	委託した期間
社会福祉法人横浜市 社会事業協会 理事長 高 橋 勉	泉区下飯田 町 355 番地	1 委託した事務 (1) 入所者の処遇に関すること。 (2) 施設の小破修理に関すること。 (3) その他施設の維持管理に関すること。 2 1 の事務から除かれるもの (1) 横浜市保護施設条例第3条の規定による費用の徴収に関すること。 (2) 施設の使用者に対する損害賠償の請求に関すること。 (3) 施設の使用に関する処分に係る不服申立てに関すること。	平成18年 4 月 1 日から平成18年 6 月30日まで

横 浜 市 公 告 第 282 号

公 園 の 設 置

都 市 公 園 法 （ 昭 和 31 年 法 律 第 79 号 ） 第 2 条 の 2 の 規 定 に 基 づ き 、
次 の と お り 公 園 を 設 置 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 環 境 創 造 局 環 境 施 設 部 水 ・ 緑 管 理 課 に お
い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

公 園 の 名 称	位 置	区 域	面 積	主 な 公 園 施 設	供 用 開 始 の 期 日
三 ツ 沢 み ず き 緑 地	神 奈 川 区 三 ツ 沢 上 町 144 番 地 の 1	別 図 の と お り	m ² 4,658	広 場	平 成 18 年 4 月 5 日
小 机 町 第 四 公 園	港 北 区 小 机 町 322 番 地 の 5	同	506	複 合 遊 具	同

（ 別 図 は 省 略 ）

横 浜 市 公 告 283 号

公 園 の 区 域 の 変 更

横 浜 市 公 園 条 例 （ 昭 和 33 年 横 浜 市 条 例 第 11 号 ） 第 3 条 第 1 項 の 規定に基づき、次のとおり公園の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市環境創造局環境施設部水・緑管理課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

公 園 の 名 称	位 置	変 更 に 係 る 区 域	面 積		変 更 年 月 日
			新	旧	
新 横 浜 公 園	港 北 区 小 机 町 3,300 番 地	別 図 の と お り	m ² 295,200	m ² 283,063	平 成 18 年 4 月 5 日

（ 別 図 は 省 略 ）

横浜市公告第 284 号

排水設備指定工事店の指定申請の受付

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第2条に規定する排水設備指定工事店の指定申請を次のとおり受け付ける。

平成18年4月5日

横浜市長 中 田 宏

- 1 受付時期及び指定年月日
平成18年4月30日まで受付分（平成18年6月1日指定）
平成18年5月31日まで受付分（平成18年7月1日指定）
平成18年6月30日まで受付分（平成18年8月1日指定）
平成18年7月31日まで受付分（平成18年9月1日指定）
平成18年8月31日まで受付分（平成18年10月1日指定）
平成18年9月30日まで受付分（平成18年11月1日指定）
平成18年10月31日まで受付分（平成18年12月1日指定）
平成18年11月30日まで受付分（平成19年1月1日指定）
平成18年12月31日まで受付分（平成19年2月1日指定）
平成19年1月31日まで受付分（平成19年3月1日指定）
平成19年2月28日まで受付分（平成19年4月1日指定）
平成19年3月20日まで受付分（平成19年5月1日指定）
- 2 受付方法
受付先へ持参又は郵送
- 3 受付先
中区港町1丁目1番地
横浜市環境創造局環境整備部管路保全課
- 4 指定申請書に添付する書類
 - (1) 商業登記簿謄本（法人の場合）又は事業証明書（個人の場合）
 - (2) 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）
 - (3) 身分証明書（代表者のもの）
 - (4) 住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は外国人登録原票記載事項証明書（代表者のもの）
 - (5) 専属する排水設備工事責任技術者（全員）の日本下水道協会神奈川県支部が交付した下水道排水設備工事責任技術者合格証又は修了証のいずれかの写し（有効期間内のものに限り）
 - (6) 専属する排水設備工事責任技術者（全員）の雇用関係を証する書類の写し
 - (7) 神奈川県内の他の市町村により排水設備指定工事店に指定されている場合においては、その旨を示す証明書
 - (8) その他市長が必要と認める書類

5 問 い 合 わ せ 先

横 浜 市 環 境 創 造 局 環 境 整 備 部 管 路 保 全 課

電 話 045 (671) 2830

横 浜 市 公 告 第 285 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） に 規 定 す る 排 水 設 備 指 定 工 事 店 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

1 排 水 設 備 指 定 工 事 店

指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
1 1 4 6 1	有 限 会 社 中 設 備 工 業 所	中 川 浩 康	鶴 見 区 向 井 町 4 丁 目 89 番 地 の 2
3 0 2 4 4	有 限 会 社 秋 山 工 務 店	秋 山 洋 一	保 土 ケ 谷 区 今 井 町 753 番 地 の 14
3 0 2 4 5	葵 設 備 工 業	山 田 輝 夫	横 須 賀 市 三 春 町 2 丁 目 4 番 地

2 指 定 年 月 日

平 成 18 年 4 月 1 日

横 浜 市 公 告 第 286 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 （ 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ） 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	取 消 年 月 日
00081	神 奈 川 設 備 工 業 株 式 会 社	神 奈 川 区 七 島 町 157 番 地 の 2	平 成 18 年 3 月 31 日

横浜市公告第 287 号

大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4箇月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成18年4月5日

横浜市長 中 田 宏

1 届出の概要

届 出 事 項	届 出 内 容
大規模小売店舗の名称及び所在地	ゴルフ5 金沢文庫店 金沢区釜利谷東二丁目5番11号
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	芳 垣 倉 蔵 金沢区釜利谷東四丁目47番5号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社アルペン 代表取締役 水 野 泰 三 名古屋市中区児玉3丁目35番18号
大規模小売店舗の新設をする日	平成18年11月17日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,120 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 59 台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 10 台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面記載のとおり 面積 18.6 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 8.64 m ³

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後9時30分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口2箇所、出口2箇所 位置 届出書の添付図面記載のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで

(添付図面は省略)

2 届出年月日

平成18年3月16日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済観光局産業立地調整課

金沢区泥亀二丁目9番1号

横浜市金沢区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 288 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4箇月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成18年4月5日

横浜市長 中 田 宏

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークマート港北店

都筑区北山田五丁目17番5号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ヨークマート

代表取締役 川 上 達 郎

東京都千代田区二番町8番地の8

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称及び所在地	ヨークマート北山田店 都筑区北山田五丁目17番5号	ヨークマート港北店 都筑区北山田五丁目17番5号
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ヨークマート 代表取締役 杉 伸一郎 東京都港区芝公園4丁目1番4号	株式会社ヨークマート 代表取締役 川 上 達 郎 東京都千代田区二番町8番地の8
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ヨークマート 代表取締役 杉 伸一郎 東京都港区芝公園4丁目1番4号	株式会社ヨークマート 代表取締役 川 上 達 郎 東京都千代田区二番町8番地の8

(4) 変更の年月日

平成16年7月28日及び平成16年5月28日

(5) 変更した理由

正式店舗名称決定、本社移転及び代表者変更のため

2 届出年月日

平成18年3月14日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済観光局産業立地調整課

横 浜 市 公 告 第 289 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4箇月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

平成18年4月5日

横 浜 市 長 中 田 宏

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーロラシティー

戸塚区品濃町537番地の1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

ニューリアルプロパティ株式会社

代表取締役 東 信 彦

福井県福井市中央2丁目6番8号

(3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項		変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	オーロラモール1階部分	開店時刻 午前10時 ただし、年10日は午前9時	開店時刻 午前10時 ただし、年10日は午前9時
		閉店時刻 午後9時	閉店時刻 午後10時

(4) 変更する年月日

平成18年3月15日

(5) 変更に係る事項以外の届出事項

届 出 事 項	届 出 内 容
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社西武百貨店 代表取締役 大 崎 文 明 東京都豊島区南池袋1丁目28番1号
	株式会社ダイエー 代表取締役 樋 口 泰 行 神戸市中央区港島中町4丁目1番1号

大規模小売店舗内の店舗面積の合計		59,000 m ²
駐車場の位置及び収容台数		位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 1,630 台
駐輪場の位置及び収容台数		位置 届出書の添付図面記載のとおり 収容台数 789 台
荷さばき施設の位置及び面積		位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 1,604 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量		位置 届出書の添付図面記載のとおり 容量 115.6 m ³
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社西武百貨店、オーロラモール1階以外の部分	開店時刻 午前10時 ただし、年10日は午前9時 閉店時刻 午後9時
	アネックス	開店時刻 午前10時 ただし、年10日は午前9時 閉店時刻 午後10時
	株式会社ダイエー	開店時刻 午前10時 ただし、年40日は午前9時 閉店時刻 午後9時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	西武・オーロラモール駐車場	午前9時30分から午後10時30分まで
	アネックス駐車場	24時間
	ダイエー駐車場	午前9時30分から午後11時まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置		数 入口4箇所、出口5箇所 位置 届出書の添付図面記載のとおり

荷さばき施設 において荷さ ばきを行うこ とができる時 間 帯	西 武 ・ オ ー ロ ラ モ ー ル 1 ・ 2 階 、 ア ネ ッ ク ス 2 階 荷 さ ば き 施 設	午 前 6 時 から 午 後 11 時 ま で
	ダ イ エ ー 地 下 1 階 荷 さ ば き 施 設	午 前 7 時 から 午 後 8 時 ま で

(添 付 図 面 は 省 略)

2 届 出 年 月 日

平 成 18 年 3 月 14 日

3 縦 覧 場 所

中 区 港 町 1 丁 目 1 番 地

横 浜 市 経 済 観 光 局 産 業 立 地 調 整 課

横 浜 市 公 告 第 290 号

都 市 計 画 法 に 基 づ く 措 置 命 令

次 の 建 築 物 は、都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 43 条 の 規定 に 違 反 し て い る の で、同 法 第 81 条 第 1 項 の 規定 に 基 づ き、次 の 措置 を と る こ と を 命 じ た。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 措 置 の 内 容
 建 築 物 の 除 却
- 2 建 築 物 の 所 在 地
 旭 区 下 川 井 町 2,193 番 の 8
- 3 建 築 物 の 構 造 等
 構 造 鉄 骨 造
 階 数 地 上 1 階、地 下 1 階
 用 途 作 業 場、駐 車 場
- 4 被 命 令 者 の 住 所 及 び 氏 名
 緑 区 中 山 町 901 番 地 の 1
 グ ラ ン ド メ ゾ ン 中 山 314 号
 清 水 都 志 明

横 浜 市 公 告 第 291 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 16 年 9 月 10 日 第 16 開 1311 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 戸 塚 区 下 倉 田 町 1,605 番 地
 吉 原 昇
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 戸 塚 区 下 倉 田 町 1,882 番 の 8 、 1,883 番 の 1 、 1,883 番 の 5 、
 1,883 番 の 15 、 1,884 番 の 4 、 1,897 番 の 171 、 1,897 番 の 224
 、 1,897 番 の 225 、 1,897 番 の 261 か ら 1,897 番 の 264 ま で 、 1,
 944 番 の 1 、 1,944 番 の 8 、 1,946 番 、 1,946 番 の 2 、 1,947 番
 、 1,948 番 、 1,948 番 の 2 か ら 1,948 番 の 6 ま で 、 1,949 番 及 び
 1,950 番 の 1

横 浜 市 公 告 第 292 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 17 年 6 月 22 日 第 17 開 1803 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 西 区 楠 町 14 番 地 の 5
 株 式 会 社 フ ォ ル ム
 代 表 取 締 役 石 橋 賢 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 都 筑 区 茅 ヶ 崎 中 央 2,243 番 の 1 か ら 2,243 番 の 9 ま で 、 2,243 番
 の 12 か ら 2,243 番 の 14 ま で 及 び 2,248 番

横 浜 市 公 告 第 293 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 17 年 10 月 19 日 第 17 開 1711 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 青 葉 区 松 風 台 48 番 地 の 5
 株 式 会 社 セ レ ク ト
 代 表 取 締 役 平 本 禄 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 青 葉 区 市 ケ 尾 町 1,067 番 の 3 、 1,067 番 の 11 か ら 1,067 番 の 13
 ま で 及 び 1,067 番 の 45 か ら 1,067 番 の 57 ま で

横 浜 市 公 告 第 294 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号

平 成 17 年 11 月 7 日 第 17 開 1313 号

2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名

戸 塚 区 小 雀 町 1,757 番 地

生 駒 源 治

3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称

戸 塚 区 小 雀 町 1,852 番 の 2 、 1,852 番 の 7 、 1,853 番 の 1 、 1,
853 番 の 2 及 び 1,866 番 の 1 の 各 一 部

横 浜 市 公 告 第 295 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 17 年 11 月 15 日 第 17 開 1713 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 青 葉 区 美 し が 丘 五 丁 目 2 番 地 の 17
 有 限 会 社 グ リ ー ン ホ ー ム
 代 表 取 締 役 倉 本 透
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 青 葉 区 美 し が 丘 四 丁 目 17 番 の 4 、 17 番 の 7 及 び 17 番 の 10 の 各 一
 部 、 17 番 の 12 、 17 番 の 54 の 一 部 、 17 番 の 83 並 び に 17 番 の 85 か ら 17
 番 の 87 ま で

横 浜 市 公 告 第 296 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 17 年 9 月 30 日 第 17 鶴 開 5 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 鶴 見 区 向 井 町 2 丁 目 68 番 地 の 1
 有 限 会 社 鶴 見 地 所 ホ ー ム
 取 締 役 小 河 原 毅
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 鶴 見 区 北 寺 尾 六 丁 目 1,061 番 の 5 及 び 1,062 番 の 10 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 297 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 平 成 17 年 8 月 10 日 第 17 保 開 2 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 瀬 谷 区 相 沢 一 丁 目 4 番 地 の 1
 株 式 会 社 真 和 産 業
 代 表 取 締 役 川 口 辰 彦
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 保 土 ケ 谷 区 月 見 台 164 番 の 12

横 浜 市 公 告 第 298 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 ま ち づ く り 調 整 局 建 築 道 路 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 指 定 番 号
 第 17 ・ 5 ・ 7 号
- 2 指 定 年 月 日
 平 成 18 年 3 月 27 日
- 3 道 路 の 幅 員
 4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
 29.17 m
- 5 指 定 の 場 所
 南 区 六 ツ 川 一 丁 目 260 番 の 1 の 一 部
- 6 申 請 者 の 氏 名
 津 久 見 建 設 株 式 会 社
 代 表 取 締 役 二 村 智 臣

横 浜 市 公 告 第 299 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 ま ち づ く り 調 整 局 建 築 道 路 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 指 定 番 号
 第 17 ・ 11 ・ 22 号
- 2 指 定 年 月 日
 平 成 18 年 3 月 27 日
- 3 道 路 の 幅 員
 4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
 12.95 m
- 5 指 定 の 場 所
 港 北 区 大 豆 戸 町 1,164 番 の 1 ほ か 1 筆
- 6 申 請 者 の 氏 名
 株 式 会 社 中 鉢 ホ ー ム
 代 表 取 締 役 中 鉢 次 男

横 浜 市 公 告 第 300 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 ま ち づ く り 調 整 局 建 築 道 路 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 指 定 番 号
 第 17 ・ 13 ・ 12 号
- 2 指 定 年 月 日
 平 成 18 年 3 月 22 日
- 3 道 路 の 幅 員
 5.50 m
- 4 道 路 の 延 長
 34.86 m
- 5 指 定 の 場 所
 戸 塚 区 戸 塚 町 4,424 番 の 75 ほ か 5 筆
- 6 申 請 者 の 氏 名
 株 式 会 社 瑞 穂 企 画
 代 表 取 締 役 渡 邊 一 弘

横 浜 市 公 告 第 301 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 廃 止 年 月 日
 平 成 18 年 3 月 22 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
 4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
 16.05 m
- 4 廃 止 の 場 所
 鶴 見 区 上 の 宮 二 丁 目 365 番 の 7
- 5 申 請 者 の 氏 名
 株 式 会 社 飯 田 産 業
 代 表 取 締 役 森 和 彦

横 浜 市 公 告 第 302 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 廃 止 年 月 日
 平 成 18 年 3 月 24 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
 4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
 4.90 m
- 4 廃 止 の 場 所
 鶴 見 区 上 の 宮 二 丁 目 365 番 の 2 ほ か 1 筆
- 5 申 請 者 の 氏 名
 有 限 会 社 イ ー ・ ホ ー ム ズ
 代 表 取 締 役 島 袋 茂 吉

横 浜 市 公 告 第 303 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 廃 止 年 月 日
 平 成 18 年 3 月 15 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
 4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
 43.00 m
- 4 廃 止 の 場 所
 緑 区 白 山 二 丁 目 1,041 番 の 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名
 磯 貝 チ エ 子

横 浜 市 公 告 第 304 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 指 定 道 路 の 一 部 廃 止 を し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 ま ち づ く り 調 整 局 中 部 建 築 事 務 所 指 導 調
整 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 長 中 田 宏

- 1 指 定 番 号
 第 4 ・ 1 ・ 10 号
- 2 廃 止 年 月 日
 平 成 18 年 3 月 16 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
 4.50 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
 5.00 m
- 5 廃 止 道 路 の 場 所
 鶴 見 区 梶 山 2 丁 目 415 番 の 64 及 び 415 番 の 65
- 6 申 請 者 の 氏 名
 有 限 会 社 リ ア ル エ ス テ ー ト ・ ツ ク ダ
 代 表 取 締 役 附 田 徳 志

区告示

保土ヶ谷区告示第2号

地縁による団体の認可の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、権太坂境木自治会から次のとおり地縁による団体の認可の告示事項を変更した旨の届出があった。

平成18年4月5日

横浜市保土ヶ谷区長 金子 宣 治

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	酒 井 洋 一 郎 保土ヶ谷区権太坂 一丁目43番8号	田 中 久 保土ヶ谷区境木本町 38番13号

金 沢 区 告 示 第 1 号

地 縁 による 団 体 の 認 可

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 260 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す
る 地 縁 による 団 体 として、次 の と お り 認 可 し た。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 金 沢 区 長 横 松 進 一 郎

1 名 称

宮ヶ谷町内会

2 規約に定める目的

この会は、会員相互の親睦を増進し、地域社会の向上を図るこ
とを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 集会施設の維持管理
- (3) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (4) 防犯灯の設置、管理及び防犯に関する事業
- (5) 防火、防災に関する事業
- (6) 児童及び青少年の指導、育成及び老人会支援に関する事業
- (7) 交通安全に関する事業
- (8) 保健及び地域福祉に関する事業
- (9) その他この会の目的達成に必要な事業

3 区域

金沢区釜利谷東四丁目1番、2番、47番から53番まで、55番及
び56番、釜利谷東五丁目4番並びに釜利谷東六丁目14番、20番か
ら29番まで、32番及び33番の区域

4 事務所

金沢区釜利谷東四丁目51番34号

5 代表者の氏名及び住所

一之瀬 健 次

金沢区釜利谷東四丁目2番9号

6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の
選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 認可年月日

平成18年3月20日

区公告

南 区 公 告 第 33 号 （ 平 成 18 年 3 月 16 日 掲 示 済 ）

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 の 失 効

次 の 自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標 は 、 失 効 し た の で 公 告 す る 。

平 成 18 年 3 月 16 日

横 浜 市 南 区 長 渡 辺 興 三

自 動 車 臨 時 運 行 許 可 番 号 標	失 効 年 月 日
横 浜 2 2 - 7 9 横 浜	平 成 18 年 3 月 16 日
横 浜 2 2 - 8 0 横 浜	平 成 18 年 3 月 16 日

都 筑 区 公 告 第 9 号

横 浜 市 中 川 地 域 ケ ア プ ラ ザ の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 5 項 の 規 定 に
基 づ き 、 横 浜 市 中 川 地 域 ケ ア プ ラ ザ の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を
指 定 し た 。

平 成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 都 筑 区 長 伊 藤 秀 明

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
神 奈 川 区 羽 沢 町 550 番 地 の 1	社 会 福 祉 法 人 若 竹 大 寿 会 理 事 長 竹 田 一 雄	横 浜 市 中 川 地 域 ケ ア プ ラ ザ の 供 用 開 始 の 日 か ら 平 成 24 年 3 月 31 日 ま で

水 道 局

水 道 局 公 告 第 1 号

指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 の 指 定

水 道 法 （ 昭 和 32年 法 律 第 177 号 ） 第 16条 の 2 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

平 成 18年 4 月 5 日

横 浜 市 水 道 事 業 管 理 者

水 道 局 長 大 谷 幸 二 郎

指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地	指 定 年 月 日
1914	有 限 会 社 カ ワ ビ エ ン ジ ニ ア リ ン グ	鈴 木 修 一	旭 区 白 根 一 丁 目 15 番 17 号	平 成 17 年 7 月 8 日
1915	有 限 会 社 鶴 沼 製 作 所	鶴 沼 五 郎	港 北 区 鳥 山 町 237 番 地 の 2	同
1916	吉 田 工 業	吉 田 雅 之	神 奈 川 区 中 丸 46 番 地	同
1917	有 限 会 社 ク ラ ス メ ン テ	藤 巻 成 次	緑 区 三 保 町 2,157 番 地 の 3	同
1918	株 式 会 社 ア ク ア	土 橋 康 徳	相 模 原 市 大 野 台 2 丁 目 26 番 10 号	平 成 17 年 7 月 11 日
1919	有 限 会 社 山 下 住 宅 用 設 備	山 下 和 雄	南 区 南 吉 田 町 4 丁 目 37 番 地	平 成 17 年 7 月 15 日
1920	有 限 会 社 ユ ー テ ッ ク	吉 本 芳 恵	厚 木 市 山 際 726 番 地	同
1921	設 備 ・ 設 計 ・ 美 計	椎 名 志 郎	西 区 久 保 町 4 番 2 号	同
1922	株 式 会 社 日 本 水 道 レ ス キ ユ ー	石 橋 正 浩	東 京 都 八 王 子 市 別 所 2 丁 目 42 番 4 号	平 成 17 年 7 月 21 日
1923	有 限 会 社 ミ ュ キ 設 備 工 業	金 田 克 紘	南 区 大 岡 三 丁 目 37 番 9 号	同

1924	有限会社小林設備工業	小林 兼 吉	川 崎 市 多 摩 区 堰 2 丁 目 11 番 43 号	平 成 17 年 7 月 25 日
1925	株式会社日京クリエイト	赤 星 良 治	戸 塚 区 上 矢 部 町 2,1 32 番 地	平 成 17 年 7 月 29 日
1926	株式会社みどりや	露 木 順 三	秦 野 市 寿 町 6 番 6 号	平 成 17 年 8 月 15 日
1927	有限会社東洋インキュベ ーションシステム	望 月 陽 夫	東 京 都 北 区 東 十 条 3 丁 目 16 番 17 号	同
1928	藤和工業株式会社	遠 藤 崇 明	東 京 都 町 田 市 旭 町 2 丁 目 15 番 19 号	同
1929	有限会社東洋コーケン	吉 田 敦	港 南 区 港 南 三 丁 目 30 番 28 号	平 成 17 年 9 月 9 日
1930	株式会社モリヤ工商	森 秀 夫	藤 沢 市 長 後 787 番 地	同
1931	南部工業株式会社	三 浦 清 勝	中 区 本 牧 間 門 46 番 11 号	平 成 17 年 9 月 13 日
1932	有限会社イワマ設備	岩 間 裕 文	相 模 原 市 津 久 井 町 根 小 屋 2,573 番 地 の 9	平 成 17 年 9 月 26 日
1933	株式会社KNコーポレー ション	久 保 田 紀 夫	都 筑 区 荏 田 東 一 丁 目 2 番 1 号	同
1934	日本公害技研株式会社	矢 口 敏 晴	東 京 都 中 野 区 江 古 田 2 丁 目 19 番 5 号	平 成 17 年 10 月 25 日
1935	有限会社柳設備	柳 英 二	東 京 都 町 田 市 鶴 川 2 丁 目 15 番 地	同
1936	有限会社大輝	下 村 強	川 崎 市 高 津 区 末 長 42 番 地	平 成 17 年 11 月 1 日

1937	東興設備	植 田 洋 輔	南 区 浦 舟 町 3 丁 目 4 3 番 地	同
1938	株式会社カンドー	齋 藤 憲 壽	港 北 区 篠 原 町 3,202 番 地 の 1	平 成 17 年 11 月 11 日
1938	株式会社カンドー	齋 藤 憲 壽	東 京 都 大 田 区 大 森 北 3 丁 目 3 番 16 号	同
1939	W a t e r - w o r k s	関 口 雅 徳	青 葉 区 奈 良 二 丁 目 13 番 16 号	平 成 17 年 11 月 25 日
1940	有限会社ミヤ住設	宮 島 宏	金 沢 区 片 吹 61 番 9 号	平 成 17 年 11 月 11 日
1941	習和産業株式会社	川 瀬 全市郎	千 葉 県 習 志 野 市 東 習 志 野 7 丁 目 1 番 1 号	平 成 17 年 11 月 24 日
1941	習和産業株式会社	川 瀬 全市郎	秦 野 市 堀 山 下 1 番 地	同
1942	原島住宅設備株式会社	原 島 孝 廣	厚 木 市 愛 甲 891 番 地	平 成 17 年 11 月 29 日
1943	有限会社原設備工業	原 輝 光	川 崎 市 宮 前 区 宮 崎 5 丁 目 3 番 32 号	同
1944	株式会社ヒロテック・ジ ャパン	田 中 浩	川 崎 市 宮 前 区 宮 崎 175 番 地 の 60	同
1945	ライズ	橋 本 哲 也	神 奈 川 区 菅 田 町 183 番 地 の 2	平 成 17 年 11 月 30 日
1946	有限会社ケンボス	新 野 節 子	茅 ヶ 崎 市 高 田 4 丁 目 13 番 8 号	平 成 17 年 12 月 16 日

1947	横浜正伸建設株式会社	山 田 誠	金 沢 区 釜 利 谷 東 六 丁 目 1 番 18 号	同
1948	アロープラント株式会社	矢 野 大 介	藤 沢 市 打 戻 1,863 番 地	同
1949	有限会社杉崎水道	杉 寄 貴 之	神 奈 川 県 津 久 井 郡 城 山 町 町 屋 3 丁 目 1 1 番 9 号	平 成 17 年 12 月 19 日
1950	有限会社見上総合設備	見 上 修 一	海 老 名 市 東 柏 ヶ 谷 3 丁 目 13 番 19 号	同
1951	株式会社フリースペース	中 西 誠	東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 3 丁 目 5 番 3 号	平 成 17 年 12 月 26 日
1952	有限会社たかなみ	川 井 利 勝	横 須 賀 市 太 田 和 3 丁 目 1,203 番 地	平 成 18 年 1 月 11 日
1953	有限会社片倉管工	片 倉 正 美	相 模 原 市 津 久 井 町 長 竹 1,493 番 地 の 5	平 成 18 年 1 月 24 日
1954	土志田建設株式会社	土 志 田 領 司	緑 区 長 津 田 三 丁 目 4 番 12 号	平 成 18 年 1 月 31 日
1955	株式会社湊設備	植 竹 完 治	西 区 南 幸 二 丁 目 12 番 5 号	同
1956	フルエ設備設計	古 江 進	泉 区 和 泉 町 747 番 地 の 38	平 成 18 年 2 月 10 日
1957	株式会社横浜システムサ ービス	熊 谷 聖 介	港 北 区 新 吉 田 町 4,4 66 番 地	平 成 18 年 2 月 13 日

教 育 委 員 会

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 7 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 の 規定により、次の者を平成18年 3 月 16 日懲戒処分に付した。

平成 18 年 4 月 5 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

委 員 長 梅 田 誠

所 属	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
横 浜 市 立 金 沢 高 等 学 校	公 立 学 校 教 員	武 井 敏 夫	減 給 10 分 の 1 4 箇 月

人 事 委 員 会

一般職職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月30日

横浜市人事委員会
委員長 井 上 嘉 久

横浜市人事委員会規則第2号（平成18年3月30日揭示済）

一般職職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

一般職職員の特殊勤務手当に関する規則（平成5年4月横浜市人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削る。

第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とし、第6条第1項中「別表第3」を「別表」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「第3条から第6条」を「第3条及び第4条」に改め、同条を第5条とし、第8条を第6条とし第9条を第7条とする。

別表第1及び別表第2を削り、別表第3を次のように改める。

別表 特別業務手当（第4条関係）

所 属	支給対象又は業務内容	支給額
安全管理局	次に掲げる職員が、ヘリコプターの操縦業務に従事した場合	
	1 飛行時間3,000時間以上の者	日 額 3,700 円
	2 飛行時間2,000時間以上3,000時間未満の者	日 額 3,000 円
	3 飛行時間1,000時間以上2,000時間未満の者	日 額 2,400 円
	4 飛行時間500時間以上1,000時間未満の者	日 額 1,700 円
	5 飛行時間500時間未満の者	日 額 900 円
	次に掲げる職員が、ヘリコプターの整備業務に従事した場合	
	1 1等航空整備士の資格を有する者	日 額 1,700 円
	2 2等航空整備士の資格を有する者	日 額 1,300 円
教育委員会	高等学校の教育職員が、入学試験に関し、試験場の監督、答案の採点、合否判定の業務に従事した場合	日 額 1,900 円

高等級の者が1 非に務に又の事ぶ (1) のく	業務料の場合次勤日間規従及 職給あ場行で、休時正にに 、員でたて務合はたて務上 で、職級しい業場くしい業以 員教育1事お急のし事おて間 職教は従に緊こ若従にえ時 育等又下に。日に日超2。時 の学校級業務等のい務のを の学2業管時もの業他時間限 等、のの害るしての時時に常 校高等、のの害るしての時時に常 校高等、のの害るしての時時に常 学が3、学校災げ要いそ務たき 高等級の者が1 非に務に又の事ぶ (1) のく	が時間であ た以上であ し間き 事時と額 従6日 た時間であ た未満であ し間き 事時と額 従6日 1,900 円 900 円
(2) 生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	が時間であ た以上であ し間き 事時と額 従6日 た時間であ た未満であ し間き 事時と額 従6日 1,300 円 700 円
(3) 生徒に対する緊急の補導業務	生徒に対する緊急の補導業務	が時間であ た以上であ し間き 事時と額 従6日 た時間であ た未満であ し間き 事時と額 従6日 1,300 円 700 円
2 修学旅行、林間・臨海学校等の引率	修学旅行、林間・臨海学校等の引率	が時間であ、伴 た以上を し間、き 事時と額 従8日 た時間であ た以上を し間、き 事時と額 従8日 1,900 円

附 則
(施 行 期 日)
こ の 規 則 は 、 平 成 18 年 4 月 1 日 から 施 行 す る 。

(経 過 措 置)

- 2 区役所に勤務し、市税事務に従事する者に対しては、この規則による改正後の一般職職員の特殊勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成19年3月31日までの間に限り、附則別表第1に掲げる職務の級に応じて定める額（改正後の規則第5条に規定される再任用短時間勤務職員については、同表に掲げる職務の級に応じて定める額に同条の規定を適用した額）を、この規則による改正前の一般職職員の特殊勤務手当に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第3条に定める税務手当として支給する。
- 3 健康福祉局の畜犬センターに勤務する職員に対しては、改正後の規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成21年3月31日までの間に限り、附則別表第2に掲げる期間に応じて定める額（改正後の規則第5条に規定される再任用短時間勤務職員については、同表に掲げる期間に応じて定める額に同条の規定を適用した額）（以下「経過措置額」という。）を、改正前の規則第4条に定める特別現場業務手当として支給する。
- 4 前項の規定の適用を受ける者のうち、技能職員等給料表の適用を受ける者でその者の給料月額に附則別表第3に掲げる期間に応じて定める割合を乗じて得た額（以下「技能職員等支給額」という。）が経過措置額を超えるものに対して支給する特別現場業務手当の額は、同項の規定にかかわらず、技能職員等支給額とする。
- 5 経済観光局の食肉検査所又は中央卸売市場食肉市場に勤務する職員に対しては、改正後の規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成20年3月31日までの間に限り、附則別表第4に掲げる期間に応じて定める額（改正後の規則第5条に規定される再任用短時間勤務職員については、同表に掲げる期間に応じて定める額に同条の規定を適用した額）を、改正前の規則第4条に定める特別現場業務手当として支給する。
- 6 資源循環局の技能職員（検認所にあつては、圧送業務に従事する者に限る。）が事務所等において環境整備業務等に従事した場合は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、月額2,000円を特別業務手当として支給する。

附 則 別 表 第 1

職 務 の 級	支 給 額
行政職員給料表の職務の級6級 から4級まで	月 額 5,000 円

行政職員給料表の職務の級3級 から1級まで	月 額 2,000 円
--------------------------	----------------

附 則 別 表 第 2

期 間	支 給 額
平成18年4月1日から平成19年 3月31日まで	月 額 16,000 円
平成19年4月1日から平成20年 3月31日まで	月 額 11,000 円
平成20年4月1日から平成21年 3月31日まで	月 額 6,000 円

附 則 別 表 第 3

期 間	割 合
平成18年4月1日から平成19年 3月31日まで	50/1000
平成19年4月1日から平成20年 3月31日まで	30/1000
平成20年4月1日から平成21年 3月31日まで	15/1000

附 則 別 表 第 4

期 間	支 給 額
平成18年4月1日から平成19年 3月31日まで	月 額 11,000 円
平成19年4月1日から平成20年 3月31日まで	月 額 6,000 円

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月30日

横浜市人事委員会

委員長 井 上 嘉 久

横浜市人事委員会規則第3号（平成18年3月30日揭示済）

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

横浜市一般職職員の管理職手当に関する規則（昭和62年3月横浜市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）中

「

行政職員	10 級	局長、区长又はこれらと同等の職	100 分の 22 以上 100 分の 24 以内
	9 級	部長又はこれと同等の職	100 分の 16 以上 100 分の 17 以内
	8 級	部次長又はこれと同等の職	100 分の 11
	7 級	課長又はこれと同等の職	100 分の 9 以上 100 分の 10 以内

」

を

「

行政職員	10 級	局長、区长又はこれらと同等の職	100 分の 22 以上 100 分の 24 以内
	9 級	部長又はこれと同等の職	100 分の 16 以上 100 分の 17 以内
	8 級	1 部次長又はこれと同等の職 2 指導主事（人事委員会が別に定めるものに限る。）	100 分の 11

	7 級	1 課 長 又 は こ れ と 同 等 の 職 2 指 導 主 事 (人 事 委 員 会 が 別 に 定 め る も の に 限 る 。)	100 分 の 9 以 上 100 分 の 10 以 内
--	-----	--	--------------------------------------

」

に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成18年3月30日

横浜市人事委員会

委員長 井 上 嘉 久

横浜市人事委員会規則第4号（平成18年3月30日揭示済）

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正
する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年2月横浜市
人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から
第12号までを1号ずつ繰り上げる。

同条同項第13号を第12号とし、次のように改める。

(12) 財団法人横浜市資源循環公社

同条同項第14号を第13号とし、第15号から第29号までを1号ずつ
繰り上げる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 30 日

横浜市人事委員会

委員長 井 上 嘉 久

横浜市人事委員会規則第 5 号（平成 18 年 3 月 30 日揭示済）

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年 9 月横浜市人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

機 関		職
各 任 命 権 者 共 通		技 監 理 事 局 長 区 長 事 業 本 部 長 担 当 理 事 部 長 政 策 専 任 部 長 担 当 部 長 副 局 長 副 区 長 室 長（行政職員給料表 7 級以上の職務の級に格付けられるものに限 る。） 部 次 長 課 長 担 当 課 長
市 長 部 局	都 市 経 営 局	総 務 課 担 当 係 長 政 策 課 担 当 係 長 都 市 経 営 推 進 課 担 当 係 長 秘 書 課 担 当 係 長 報 道 担 当 係 長 国 際 政 策 課 担 当 係 長 大 学 調 整 課 担 当 係 長 基 地 対 策 課 担 当 係 長
	ニ ュ ー ヨ ー ク 事 務 所	所 長
	フ ラ ン ク フ ル ト 事 務 所	所 長
	東 京 事 務 所	所 長 副 所 長 担 当 係 長
	行 政 運 営 調 整 局	庶 務 係 長 総 務 課 改 革 推 進 担 当 係 長 調 査 係 長 総 務 課 管 理 係 長 総 務 課 担 当 係 長 統 計 係 長 法 制 文 書 係 長 法 制 担 当 係 長 法 規 第 一 係 長 法 規 第 二 係 長 調 整 係 長 人 事 組 織 課 担 当 係 長 人 事 第 一 係 長 人 事 第 二 係 長 服 務 担 当 係 長 組 織 定 数 係 長 組 織 定 数 担 当 係 長 人 事 組 織 課 改 革 推 進 担 当 係 長 職 員 係 長 職 員 課 改 革 推 進 担 当 係 長 職 員 課 担 当 係 長 給 与 係 長 厚 生 係 長 人 材 開 発 課 担 当 係 長 行 政 運 営 課 担 当 係 長 職 務 公 正 調 査 課 担 当 係 長 IT 活 用 推 進 課 担 当 係 長 財 源 係 長 広 告 事 業 推 進 担 当 係 長 市 債 係 長 財 政 係 長 財 政 担 当 係 長 企 画 係 長 税 制 課 管 理 係 長 税 制 課 担 当

	係 長
市 民 活 力 推 進 局	庶務係長 人材育成係長 企画係長 経理 係長 広聴相談課担当係長 区調整係長 区予算係長 区庁舎環境係長 地域施設係 長 窓口改善係長 窓口改善等担当係長 システム担当係長
こ ども 青 少 年 局	総務課庶務係長 経理係長 人材育成係長 企画調整係長 家庭養育支援係長
児 童 相 談 所	所 長 副 所 長
青 少 年 相 談 セ ン タ ー	セ ン タ ー 長
向 陽 学 園	園 長
三 春 学 園	園 長
な し の 木 学 園	園 長
健 康 福 祉 局	総務課庶務係長 経営改革担当係長 企画 係長 企画等担当係長 経理係長 経理等 担当係長 厚生係長 職員係長 相談調整 課担当係長 障害施設課管理係長 計画調 整係長 施設運営係長 みなと赤十字病院 調整課担当係長
つ た の は 学 園	園 長
松 風 学 園	園 長
障 害 者 更 生 相 談 所	所 長
身 体 障 害 者 更 生 授 産 所	所 長
恵 風 ホ ー ム	所 長
名 瀬 ホ ー ム	所 長
衛 生 研 究 所	所 長
こ こ ろ の 健 康 相 談 セ ン タ ー	セ ン タ ー 長
中 央 卸 売 市 場 本 場 食 品 衛 生 検 査 所	所 長

	中央卸売市場南部市場食品衛生検査所	所長
	食肉衛生検査所	所長 副所長
環境創造局		総務課担当係長 経理課担当係長 環境政策課担当係長
	環境科学研究所	所長
	公園緑地事務所	所長
	農政事務所	所長
	動物園	園長
	水再生センター	センター長
	汚泥資源化センター	センター長
	下水道建設事務所	所長
資源循環局		庶務係長 経理係長 厚生係長 職員係長 運営係長 計画係長 浄化設備係長 資源政策課担当係長 減量推進課担当係長 施設課管理係長
	事務所	所長
	工場	場長
経済観光局		庶務係長 調整係長
	工業技術支援センター	センター長
	中央卸売市場本場	本場長 運営調整課調整係長
	中央卸売市場南部市場	場長
	中央卸売市場食肉市場	場長
まちづくり調整局		総務課担当係長

	都 市 整 備 局	総 務 課 担 当 係 長
	戸 塚 駅 周 辺 再 開 発 事 務 所	所 長
	戸 塚 中 央 区 画 整 理 事 務 所	所 長
	金 沢 八 景 駅 東 口 開 発 事 務 所	所 長
	道 路 局	庶 務 係 長 職 員 係 長 経 理 係 長
	港 湾 局	庶 務 係 長 職 員 係 長 経 理 第 一 係 長 経 理 第 二 係 長
	横 浜 港 管 理 セ ン タ ー	セ ン タ ー 長
	港 湾 整 備 事 務 所	所 長
	南 本 牧 ふ 頭 建 設 事 務 所	所 長
	区 役 所	区 収 入 役 庶 務 係 長
	福 祉 保 健 セ ン タ ー	セ ン タ ー 長
	土 木 事 務 所	所 長 副 所 長
	収 入 役 室	副 収 入 役 管 理 係 長
	事 務 局	教 育 長 教 育 次 長 教 育 政 策 課 担 当 係 長 庶 務 係 長 委 員 会 担 当 係 長 経 理 係 長 学 校 経 理 係 長 職 員 課 厚 生 係 長 職 員 係 長 人 事 係 長 任 用 係 長 教 職 員 人 事 課 担 当 係 長 労 務 係 長 教 職 員 労 務 課 厚 生 係 長 教 職 員 労 務 課 担 当 係 長
教 育 委 員 会 の 事 務 部 局	教 育 セ ン タ ー	所 長
	図 書 館	館 長
教 育 委	高 等 学 校	校 長 校 長 代 理 副 校 長
	中 学 校	校 長 副 校 長

員 会 の 所 管 す る 学 校	小 学 校	校 長 副 校 長
	盲 学 校	校 長 副 校 長
	聾 学 校	校 長 副 校 長
	養 護 学 校	校 長 副 校 長
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	庶 務 係 長	
人 事 委 員 会 事 務 局	担 当 係 長	
監 査 事 務 局	庶 務 係 長	
市 会 事 務 局	庶 務 係 長 議 長 担 当 係 長 副 議 長 担 当 係 長	

附 則

こ の 規 則 は、 平 成 18 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

横浜市一般職職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月30日

横浜市人事委員会

委員長 井 上 嘉 久

横浜市人事委員会規則第6号（平成18年3月30日揭示済）

横浜市一般職職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

横浜市一般職職員の休暇に関する規則（平成4年3月横浜市人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

7 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第22項	介護老人保健施設
-----------------------------	----------

」

を

「

7 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項	介護老人保健施設
-----------------------------	----------

」

に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

横浜市人事委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 30 日

横浜市人事委員会

委員長 井 上 嘉 久

横浜市人事委員会規則第 7 号（平成 18 年 3 月 30 日揭示済）

横浜市人事委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

横浜市人事委員会行政文書管理規則（平成 12 年 3 月横浜市人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、保存期間が 1 年未満の行政文書の廃棄については、事務処理上不要となった時点で行うものとする。別表を次のように改める。

別表（第 10 条第 2 項）

保 存 期 間	基 準
30 年	1 人事委員会の基本方針の決定に関する行政文書 2 人事委員会の議事に関する行政文書 3 規則及び特に重要な達の制定、改正及び廃止に関する行政文書 4 特に重要な申請、報告、届出、通知、照会、回答、進達、副申等に関する行政文書 5 特に重要な請願、陳情、要望等の処理に関する行政文書 6 特に重要な行政処分に関する行政文書 7 訴訟及び不服申立てに関する特に重要な行政文書 8 特に重要な契約に関する行政文書 9 職員の任用に関する特に重要な行政文書 10 その他前各項に準ずる行政文書
10 年	1 重要な事務事業の計画に関する行政文書 2 重要な達及び通達の制定、改正及び廃止に関する行政文書 3 重要な申請、報告、届出、通知、照会、回答、進達、副申等に関する行政文書 4 重要な請願、陳情、要望等の処理に關す

	る 行 政 文 書 5 重 要 な 行 政 処 分 に 関 す る 行 政 文 書 6 予 算 及 び 決 算 に 関 す る 重 要 な 行 政 文 書 7 重 要 な 契 約 に 関 す る 行 政 文 書 8 職 員 の 任 用 に 関 す る 重 要 な 行 政 文 書 9 そ の 他 前 各 項 に 準 ず る 行 政 文 書
5 年	1 事 務 事 業 の 計 画 に 関 す る 行 政 文 書 2 達 及 び 通 達 の 制 定 、 改 正 及 び 廃 止 に 関 す る 行 政 文 書 3 申 請 、 報 告 、 届 出 、 通 知 、 照 会 、 回 答 、 進 達 、 副 申 等 に 関 す る 行 政 文 書 4 請 願 、 陳 情 、 要 望 等 の 処 理 に 関 す る 行 政 文 書 5 行 政 処 分 に 関 す る 行 政 文 書 6 訴 訟 及 び 不 服 申 立 て に 関 す る 行 政 文 書 7 予 算 及 び 決 算 に 関 す る 行 政 文 書 8 契 約 に 関 す る 行 政 文 書 9 職 員 の 任 用 に 関 す る 行 政 文 書 10 会 議 等 で 受 領 し た 行 政 文 書 11 そ の 他 前 各 項 に 準 ず る 行 政 文 書
3 年 、 2 年 又 は 1 年	1 告 示 及 び 公 告 に 関 す る 行 政 文 書 2 軽 易 な 申 請 、 報 告 、 届 出 、 通 知 、 照 会 、 回 答 、 進 達 、 副 申 等 に 関 す る 行 政 文 書 3 軽 易 な 請 願 、 陳 情 、 要 望 等 の 処 理 に 関 す る 行 政 文 書 4 予 算 及 び 決 算 に 関 す る 軽 易 な 行 政 文 書 5 軽 易 な 契 約 に 関 す る 行 政 文 書 6 物 品 の 取 得 、 管 理 及 び 処 分 に 関 す る 行 政 文 書 7 職 員 の 任 用 に 関 す る 軽 易 な 行 政 文 書 及 び 職 員 の 服 務 に 関 す る 行 政 文 書 8 会 議 等 で 受 領 し た 軽 易 な 行 政 文 書 9 庶 務 に 関 す る 行 政 文 書 10 事 務 局 内 部 の 検 討 文 書 及 び 事 務 連 絡 文 書 11 そ の 他 前 各 項 に 準 ず る 行 政 文 書
1 年 未 満	1 会 議 等 で 受 領 し た 軽 微 な 行 政 文 書 2 事 務 局 内 部 の 軽 易 な 検 討 文 書 及 び 事 務 連 絡 文 書 3 庶 務 に 関 す る 軽 易 な 行 政 文 書

(備 考)

「 3 年、 2 年又は 1 年」は、その重要度に応じて区分するものとする。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

固定資産評価審査委員会

横浜市固定資産評価審査委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年4月5日

横浜市固定資産評価審査委員会

委員長 山 田 尚 典

横浜市固定資産評価審査委員会規程第3号

横浜市固定資産評価審査委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程

横浜市固定資産評価審査委員会行政文書管理規程（平成12年6月固定資産評価審査委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（図画、写真及び帳票類を含む。以下同じ。）」を「、図画、写真」に改め、「電磁的記録」の次に「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 この規程において「文書管理システム」とは、行政文書の作成、取得、分類、記録、整理、保存、廃棄等の事務を総合的に管理する情報処理システムで、行政運営調整局総務部法制課長（以下「法制課長」という。）が管理するものをいう。

第6条及び第7条中「文書」を「行政文書」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「文書」を「行政文書」に改める。

第9条を次のように改める。

（行政文書の登録）

第9条 行政文書（次条第2項の規定によりその保存期間が1年未満である行政文書、常時使用する行政文書その他文書管理システムを使用することが困難であると文書管理者が認めた行政文書並びに決裁及び供覧を要しない行政文書（以下「システム外文書」という。）を除く。）は、別に定めるところにより、文書管理システムに登録しなければならない。

第10条の見出し中「文書」を「行政文書」に改め、同条第1項中「文書」を「行政文書」に改め、同条第2項中「文書」を「行政文書」に、「永年」を「30年」に改め、同条第3項中「文書」を「行政文書」に、「若しくは取得し、又は常時使用する状態がなくなった」を「又は取得した」に改め、同条第4項中「文書」を「行政文書」に改める。

第11条及び第12条を次のように改める。

（行政文書の整理、ファイリング及び保存）

第11条 文書管理者は、事案処理の終了した行政文書（システム外文書を除く。）を、前条第4項の分類に従い、保存期間別及び会計年度別に、遅滞なく、文書管理システムにより整理し、及び保存しなければならない。

2 前項の規定により整理し、及び保存した行政文書のうち文書管理システムに記録した事項以外の事項を記録した行政文書並びにシステム外文書は、前条第4項の分類に従い、保存期間別及び会計年度別に、整理し、ファイリングし、及び保存しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定により難しいものについては、文書管理者は、別の方法により行政文書を整理することができる。

（行政文書の廃棄）

第12条 文書管理者は、その保存する行政文書で保存期間を経過したものを廃棄しなければならない。ただし、係属中の争訟に係る行政文書、開示請求の対象となった行政文書等事務の遂行上必要がある行政文書については、当該事務の遂行上必要がある期間、その保存期間を延長するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、保存期間が1年未満の行政文書の廃棄については、事務処理上不要となった時点で行うものとする。

3 文書管理者は、前2項の規定により行政文書を廃棄する場合は、必要に応じ、切断、塗りつぶし等当該行政文書の判読及び復元を不可能にする措置を講じなければならない。

第13条を削る。

第14条（見出しを含む。）中「文書」を「行政文書」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える

（マイクロフィルムの取扱い）

第14条 文書管理者は、保存期間が30年である行政文書のうち、必要と認めるものをマイクロフィルムに撮影することができる。

2 文書管理者は、前項の規定により作成されたマイクロフィルムを、当該マイクロフィルムにその内容が撮影された行政文書を作成し、又は取得した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して、30年保存する。

3 文書管理者は、第12条第1項の規定にかかわらず、マイクロフィルムに撮影された文書を、マイクロフィルムの撮影後直ちに廃棄することができる。

第15条から第19条までを削り、第20条を第15条とする。

別表を次のように改める。

別 表

保 存 期 間	基 準
30 年	1 審 査 決 定 に 関 す る 行 政 文 書 2 規 程 の 制 定 、 改 正 及 び 廃 止 に 関 す る 行 政 文 書 3 特 に 重 要 な 申 請 、 報 告 、 届 出 、 通 知 、 照 会 、 回 答 、 進 達 、 副 申 等 に 関 す る 行 政 文 書 4 訴 訟 に 関 す る 行 政 文 書 5 そ の 他 前 各 項 に 準 ず る 行 政 文 書
10 年	1 重 要 な 申 請 、 報 告 、 届 出 、 通 知 、 照 会 、 回 答 、 進 達 、 副 申 等 に 関 す る 行 政 文 書 2 重 要 な 契 約 に 関 す る 行 政 文 書 3 そ の 他 前 2 項 に 準 ず る 行 政 文 書
5 年	1 申 請 、 報 告 、 届 出 、 通 知 、 照 会 、 回 答 、 進 達 、 副 申 等 に 関 す る 行 政 文 書 2 契 約 に 関 す る 行 政 文 書 3 会 議 等 で 受 領 し た 行 政 文 書 4 そ の 他 前 3 項 に 準 ず る 行 政 文 書
3 年 、 2 年 又 は 1 年	1 告 示 及 び 公 告 に 関 す る 行 政 文 書 2 軽 易 な 申 請 、 報 告 、 届 出 、 通 知 、 照 会 、 回 答 、 進 達 、 副 申 等 に 関 す る 行 政 文 書 3 軽 易 な 契 約 に 関 す る 行 政 文 書 4 会 議 等 で 受 領 し た 軽 易 な 行 政 文 書 5 庶 務 に 関 す る 行 政 文 書 6 委 員 会 内 部 の 検 討 文 書 及 び 事 務 連 絡 文 書 7 そ の 他 前 各 項 に 準 ず る 行 政 文 書
1 年 未 満	1 会 議 等 で 受 領 し た 軽 微 な 行 政 文 書 2 委 員 会 内 部 の 軽 易 な 検 討 文 書 及 び 事 務 連 絡 文 書 3 庶 務 に 関 す る 軽 易 な 行 政 文 書

(備 考)

「 3 年 、 2 年 又 は 1 年 」 は 、 そ の 重 要 度 に 応 じ て 区 分 す る も の と す る 。

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この 規 程 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

(経 過 措 置)

- 2 この規程による改正後の横浜市固定資産評価審査委員会行政文書管理規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に作成し、又は取得する行政文書について適用し、施行日前に作成し、又は取得した文書、フィルム及び電磁的記録については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、文書管理者が定める。

正 誤

平成18年定期第620号216ページ上から10行目「桜丘」は「桜丘町」の誤り。